

一般対策編

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	目的	1
第 1	計画の目的	1
第 2	計画の構成	1
第 3	他の計画との関係	1
第 4	計画の修正	1
第 5	計画の習熟等	1
第 6	市民全てによる防災対策の推進	2
第 2 節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 1	防災関係機関及び市民の責務	3
第 2	防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 3 節	市の概況	15
第 1	自然的条件	15
第 2	社会的条件	15

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	災害予防計画	17
第 1	治山対策計画	17
第 2	砂防対策計画	19
第 3	河川防災対策計画	22
第 4	ため池等農地防災対策計画	24
第 5	都市防災対策計画	25
第 6	建築物等災害予防計画	26
第 7	鉄道災害予防計画	27
第 8	道路災害予防計画	28
第 9	原子力災害予防計画	29
第 10	危険物等災害予防計画	31

第 11	大規模火災予防計画	32
第 12	林野火災予防計画	33
第 13	農林水産関係災害予防計画	34
第 14	ライフライン等災害予防計画	35
第 15	防災施設等整備計画	37
第 2 節	防災体制の整備	39
第 1	防災業務体制整備計画	39
第 2	医療救護体制整備計画	42
第 3	緊急輸送体制整備計画	44
第 4	避難体制整備計画	46
第 5	食料、飲料水及び生活物資確保計画	49
第 6	文教災害予防計画	51
第 7	文化財災害予防計画	52
第 3 節	地域防災力の向上	53
第 1	ボランティア活動環境整備計画	53
第 2	<u>要配慮者</u> 対策計画	54
第 3	防災訓練実施計画	58
第 4	防災知識等普及計画	60
第 5	自主防災組織育成計画	63
第 6	<u>被災動物救護体制整備</u> 計画	66
第 7	帰宅困難者対策計画	68

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制確立計画	70
第 1	活動体制計画	70
第 2	広域的応援計画	85
第 3	自衛隊災害派遣要請計画	88
第 2 節	情報収集伝達・警戒活動計画	91
第 1	気象情報等伝達計画	91
第 2	災害情報収集伝達計画	104
第 3	通信運用計画	107

第4	広報活動計画	109
第3節	救急救助・医療救護計画	112
第1	救急救助計画	112
第2	医療救護計画	114
第4節	避難収容計画	116
第1	避難計画、避難所の開設・運営	116
第2	<u>要配慮者</u> 応急対策計画	124
第5節	交通対策、緊急輸送計画	126
第1	交通確保計画	126
第2	緊急輸送計画	129
第6節	ライフライン確保計画	131
第1	公共施設等応急復旧計画	131
第2	ライフライン等応急復旧計画	133
第3	農林水産関係応急対策計画	136
第7節	災害対策計画	137
第1	水防等活動計画	137
第2	航空災害対策計画	139
第3	鉄道災害対策計画	141
第4	道路災害対策計画	143
第5	原子力災害対策計画	145
第6	危険物等災害対策計画	147
第7	大規模火災対策計画	150
第8	林野火災対策計画	151
第8節	被災者の生活支援計画	152
第1	災害救助法適用計画	152
第2	食料供給計画	154
第3	給水計画	156
第4	生活必需品等供給計画	158
第5	住宅応急確保計画	160
第6	文教災害応急対策計画	162
第7	文化財対策計画	164
第8	ボランティア受入計画	165

第9節	社会環境の確保計画	167
第1	防疫及び保健衛生計画	167
第2	廃棄物処理計画	170
第3	遺体の搜索、処置及び埋葬計画	172
第4	社会秩序の維持計画	174

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧復興基本計画	175
第1	原状復旧	175
第2	計画的復興	175
第2節	公共施設等災害復旧計画	176
第1	災害復旧事業の種別	176
第2	災害復旧事業に係る資金の確保	176
第3	激甚災害の指定	176
第3節	被災者等生活再建支援計画	177
第1	生活相談・情報提供	177
第2	被災証明・罹災証明及び被災者台帳等の作成	177
第3	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	177
第4	生活福祉資金の貸付	178
第5	被災者生活再建支援金の支給	178
第6	市税等の期限延長、徴収猶予及び減免	178
第7	国民健康保険税等の減免等	178
第8	応急金融対策	178
第9	雇用対策等	179
第10	生活関連物資の供給確保及び価格安定対策	180
第11	恒久住宅への円滑な移行に向けた協力に関する協定書	180
第4節	義援物資受入配分計画	181
第1	義援物資の受付及び保管	181
第2	義援金・義援物資の配分等	181
第3	義援物資の募集	181

※この計画書においては避難情報名を以下の通り統一しています。

避難準備情報・・・避難準備・高齢者等避難開始

避難指示・・・避難指示（緊急）

第 1 章 総 則

一 般 対 策 編
第 1 章 総 則
第 2 章 災害予防計画
第 3 章 災害応急対策計画
第 4 章 災害復旧計画
震 災 対 策 編
資 料 編

第 1 節 目的	1
第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務 又は業務の大綱	3
第 3 節 市の概況	15

第1節 目的

第1 計画の目的

善通寺市地域防災計画の一般対策編（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市、県、防災関係機関及び市民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的な推進を図り、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の構成

善通寺市地域防災計画は、本計画である「一般対策編」のほか「震災対策編」及び「資料編」の3編で構成する。

第3 他の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、香川県地域防災計画に基づき、市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、市の水防計画等を作成する場合には、本計画と矛盾しないよう、十分な調整を図るものとする。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また、本計画を香川県防災対策基本条例に規定される施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することにより、取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

第5 計画の習熟等

本計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、職員行動マニュアル等、より具体的な行動等を定め災害対策の推進体制を整えるものとする。

第6 市民全てによる防災対策の推進

防災対策は、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」及び行政による「公助」を基本理念として、市民、市及び防災関係機関等が協働してそれぞれの役割を果たすことにより、災害の被害を最小限にとどめることができる。

市は、基本理念に基づき、災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応できる地域づくりに努めるものとする。

市民は、基本理念に基づき、自らの防災対策を定期的に点検し、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

※ 資 料

1 香川県防災対策基本条例

(資料1－1)

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関及び市民の責務

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

2 県

県は、広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

3 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

7 市民

市民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

第2 防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
善通寺市	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 <u>特別警報の住民への周知措置</u> 10 <u>避難準備情報、避難勧告及び避難指示</u> の発令並びに避難所の開設 11 <u>避難行動要支援者の避難支援活動</u> 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童・生徒の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 <u>特別警報の市町への通知</u> 11 被災者の救助、救護その他保護措置

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	12 被災した児童・生徒の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

3 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 管区内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	1 <u>災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監理に関すること</u> 2 <u>災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理に関すること</u> 3 <u>災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること</u> 4 <u>災害時における通信機器、移動電源車の貸出しに関すること</u> 5 <u>地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること</u>

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四 国 財 務 局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四 国 厚 生 支 局	1 (独) 国立病院機構等関係機関との連絡調整
香 川 労 働 局	1 産業労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	1 国有林野の治山・治水事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害復旧用木材（国有林）の供給
四国経済産業局	1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国産業保安監督部四国支部	1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪管区气象台 （高松地方气象台）	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象業務に必要な観測体制の充実並びに、予報・通信等の施設及び設備の整備 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達、並びに防災機関や報道機関を通じた住民への周知 4 気象庁が発表する緊急地震速報に関する利用の心得などの周知・広報 5 避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、気象状況の推移やその予測の解説等 7 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

5 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊 (陸上自衛隊第14旅団)	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急搬送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)国立病院機構 中四国ブロック 事 務 所	1 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 4 (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
(独)水資源機構 吉野川本部	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
日 本 郵 便 株 四 国 支 社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行 高 松 支 店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日 本 赤 十 字 社 香 川 県 支 部	1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 2 輸血用血液の確保供給 3 救援物資の備蓄及び供給 4 義援金の募集及び配分 5 ボランティア活動の体制整備及び支援
日 本 放 送 協 会 高 松 放 送 局	1 予報、 <u>特別警報</u> 、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本高速道路(株) 四 国 支 社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
日 本 通 運 (株) 四国支店 四国福山通運 (株) 高松支店 佐川急便 (株) 西日本支店 ヤマト運輸 (株) 香川主管支店 四国西濃運輸 (株) 高松支店	1 災害時における陸上輸送の確保
四 国 電 力 (株)	1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における電力の供給確保
NTT 西日本(株)香川支店 KDD I (株)四国支店 (株)NTT ドコモ四国 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時における非常緊急通話の確保

7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四 国 ガ ス (株)	1 ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるガス供給の確保
(一社) 香川県LPガス協会	1 LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるLPガス供給の確保
(株) 四 国 新 聞 社 (株) 瀬 戸 内 海 放 送 西 日 本 放 送 (株) 山 陽 放 送 (株) 岡 山 放 送 (株) テレビせとうち(株) (株) エフエム香川	1 予報、 <u>特別警報</u> 、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(公社) 香川県看護協会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社) 香川県医師会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(一社) 香川県トラック協会 (一社) 香川県バス協会	1 災害時における陸上輸送の確保
イオン (株) (株) セブン-イレブ ン・ジャパン (株) ローソン (株) ファミリーマ ート (株) セブン&アイ ホールディングス	1 災害時における物資の調達・供給確保

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県農業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
善通寺市医師会 医療機関	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
善通寺商工会議所	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
善通寺市 社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設 学校等の管理者	1 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置

9 市民

処理すべき事務又は業務の大綱
1 市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という「自助」の意識をもとに、平時から災害に対して十分な備えを行うとともに、近隣で互いに助け合う「共助」の意識を持ち、地域において相互に連携して防災対策を行う。 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 4 <u>避難所等の場所</u>、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 10 高齢者、<u>障がい者</u>等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 11 自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。 12 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また、市が避難勧告、<u>避難指示</u>を発したときは速やかにこれに応じて行動する。その際、避難に余裕がない場合は、命を守るための最低限の行動をとる。 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

10 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。 2 <u>避難所等の場所</u>、避難の経路及び方法を確認するよう努める。 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。 4 <u>避難行動要支援者</u>への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。 5 災害時等に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。 8 市が行う避難情報等の発令基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。 9 市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

11 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
1 災害時に、来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。 2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に協力するよう努める。 3 市及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 市の概況

第1 自然的条件

善通寺市は、香川県の西北部に位置し、南を琴平町、まんのう町、北を丸亀市、多度津町、西を三豊市に接し、平坦な地形であるが、南に大麻山、西に五岳の山々を控え、東と北には平地が開けて讃岐平野に続いており、平地部を金倉川、弘田川が南北に流れている。

市の面積は 39.93 km² で、香川県の総面積の 2.1% を占め、東西 8.9 km、南北 7.96 km である。

気候は、瀬戸内海気候に属しており、温暖寡雨で、冬季も比較的暖かい。

第2 社会的条件

1 人口、世帯数

人口は 32,927 人、世帯数 12,977 世帯、平均世帯人員は 2.60 人/世帯である。（平成 27 年国勢調査）

人口は、昭和 30 年 37,658 人から昭和 45 年 35,254 人と減少、その後増加に転じ、平成元年の 38,945 人をピークに微減傾向にある。また、世帯数は昭和 30 年 7,689 世帯から増加を続けているが、核家族化や世帯の多様化の進行により 1 世帯当たりの人数は減少している。

2 交通

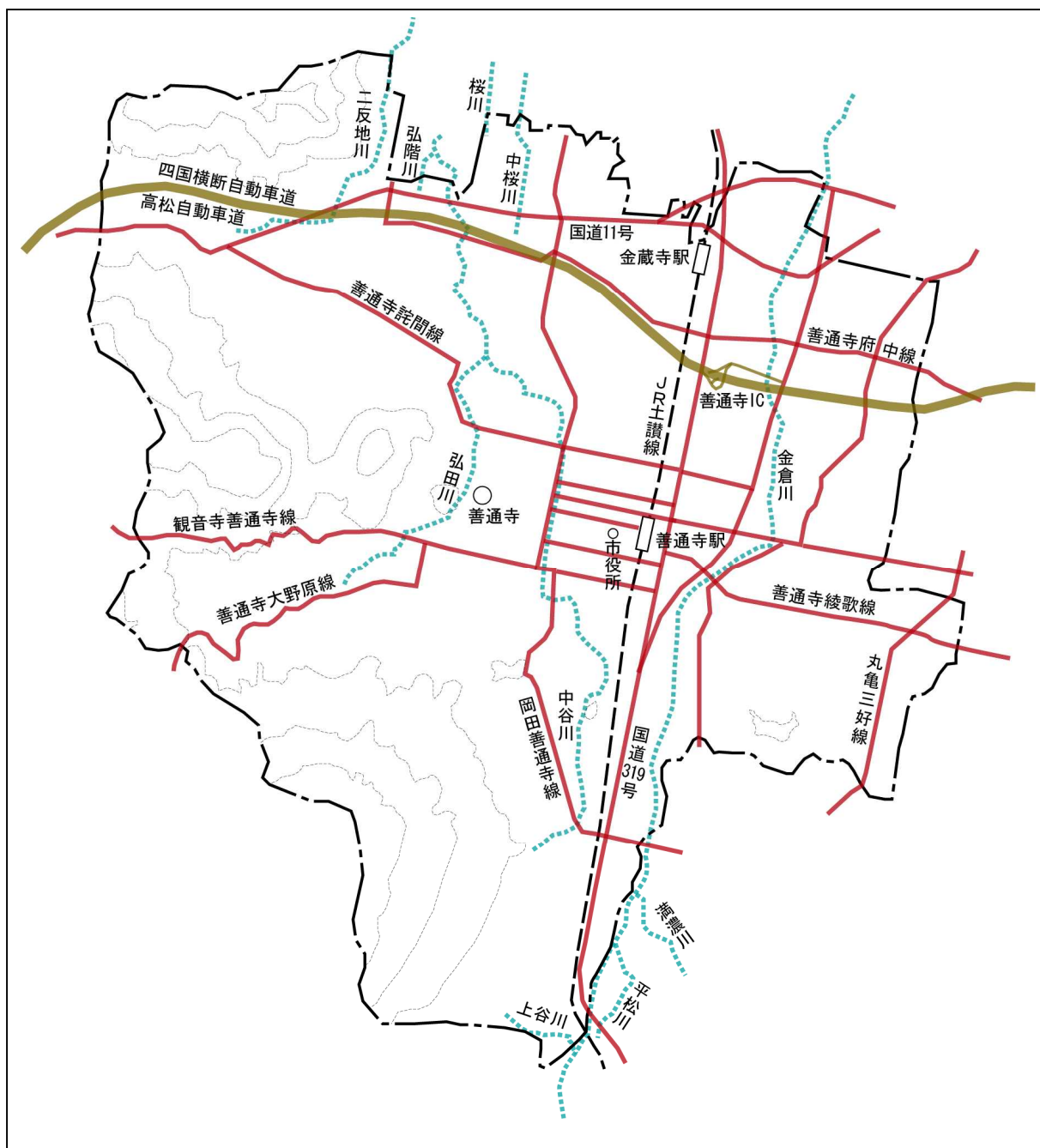
（1）道路

市北部を高松自動車道が東西に走り、北東部に善通寺 I C が位置している。国道は、高松自動車道と平行して東西方向に国道 11 号、南北方向に国道 319 号が走っている。

（2）鉄道

市中央部を南北に J R 土讃線が走り、市内には金蔵寺駅、善通寺駅の 2 駅が位置する。

【都市構造図】



第2章 災害予防計画

一 般 対 策 編
第1章 総 則
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 災害復旧計画
震 災 対 策 編
資 料 編

第1節 災害予防計画	17
第2節 防災体制の整備	39
第3節 地域防災力の向上	53

第1節 災害予防計画

第1 治山対策計画【主な関係課：農林課】

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全を図るため、山地治山、防災林の造成、保安林整備等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。

1 現況

市内には、山腹崩壊危険地区 23 箇所、崩壊土砂流出危険地区 20 箇所などの山地災害危険地区がある。

2 実施内容

(1) 治山事業の実施

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施する。

① 市が実施する治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、香川県の単独補助治山事業として市が防災工事又は復旧工事を実施する。

② 県が実施する治山事業

- ・山地治山総合対策事業
- ・予防治山事業
- ・水源地域等保安林整備事業
- ・森林荒廃地緊急整備事業
- ・緑のダム整備事業

(2) 山地災害危険地区の周知等

市は、県からの山地災害危険地区に関する情報提供に基づき、地域防災計画への記載やハザードマップの作成及び地域住民等への提供に努める。また、市は県及び関連機関と連携・協力し、防災意識の向上に努め、山地災害の未然の防止を図る。

なお、山地災害危機地区の周知にあたっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について普及啓発を図る。

(3) 要配慮者利用施設対策

県は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地区における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地区に関する情報を施設管理者に提供、周知し、山地災害の未然の防止を図る。

市は、要配慮者利用施設に係る情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

※ 資 料

- 1 山腹崩壊危険地区 (資料2－6)
- 2 崩壊土砂流出危険地区 (資料2－7)

第2 砂防対策計画【主な関係課：土木都市計画課】

市は、集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、県が実施する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等に協力するとともに、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立など総合的な土砂災害対策を推進する。

1 現況

(1) 砂防事業

市内には、土石流危険溪流が 49 箇所あり、災害を未然に防止するため、県は、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

砂防施設の整備に当たっては、土砂とともに流出する流木への対策を踏まえるものとする。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 51 箇所ある。危険地区の災害を未然に防止するため、市及び県は、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

(3) 地すべり対策事業

市内には、地すべり危険箇所が 2 箇所ある。

2 実施内容

(1) 防災工事の実施

① 砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防堰堤、溪流の縦横侵食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防施設の整備を行う。

市は、土砂流出等の情報を県に提供し、県が実施する砂防事業に協力する。

② 急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工事、土留施設又は排水施設の整備を行う。

市は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に協力するとともに、施行規模の小さい箇所は市が対策工事を実施する。

(2) 総合的な土砂災害対策

① 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における防災対策

善通寺市内には土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が計 126 箇所存在する。

市は、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域が指定された場所について、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に

周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等必要な措置を講じるものとする。

市は、土砂災害に対する住民の警戒態勢として、土砂災害警戒情報が発表された際等の具体的な避難勧告発令基準を設定するものとする。また土砂災害情報等を用い、危険度の高まっている地域に対し、的確に避難勧告を発令できるよう、事前に範囲を設定するものとする。

② 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町に通知し、あわせて一般住民に周知する。

③ 警戒避難体制の確立

市は、次の内容を踏まえて、土砂災害に関する警戒避難体制の確立を図る。

ア 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）

- ・避難勧告等の発令基準については、香川県と高松地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報や、過去の雨量データ、土壌雨量指数などから算出した警戒避難基準を目安とし、現地の状況や雨量なども含めて総合的に判断する。運用に関しては、資料 10-4「避難勧告等の発令の参考となる情報（土砂災害）」のとおりとする。

イ 適切な避難方法の周知（避難勧告等の発令対象区域、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等）

- ・避難勧告等の発令対象区域は、土砂災害警戒区域内の字区毎に指定する。
- ・避難勧告等の内容は、①要避難対象地域、②避難先、③避難理由、④避難経路、⑤避難時の服装・携行品、⑥その他必要事項等を基本とする。
- ・避難勧告等の伝達方法は、防災行政無線、広報車、エリアメール等あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、市民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、難病患者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

ウ 要配慮者への支援体制の整備

エ 適切な避難場所及び避難所、避難経路の選定、周知、運営

オ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成（図上訓練、防災訓練）

カ 防災意識の普及（住民説明会、防災教育）

④ 土砂災害危険箇所の周知

市は、県から提供される土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に関する情報を、地域防災計画や土砂災害ハザードマップに記載する。また、市は県と協力して、広報活動、地域住民等への周知を行う。

⑤ 情報の収集、伝達体制の確立

市及び県は、市民と連携し、土砂災害関連情報を相互に伝達する体制の整備に努め

る。

市は、土壌雨量指数状況や土砂災害警戒情報等を収集する。また、市及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する。

⑥ 住民に対する普及啓発

市及び県は、大洪水、土砂災害の発生に対して、日頃の備え、情報収集、早めの避難行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

(3) 要配慮者利用施設対策

県は、土砂災害危険箇所等に立地している要配慮者利用施設等について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。市は県及び関係機関と協力して、土砂災害に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

また、市は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の伝達方法を定める。

なお、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、当該施設の利用者の土砂災害時における避難確保計画を定めるものとする。

【土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び連絡方法】

施設名称	住 所	連絡先
特別養護老人ホーム白百合荘	善通寺市与北町 1 6 8 0 - 1	0877-62-2998
希望の家	善通寺市与北町 1 3 3 2	0877-63-3457
ふれあい上郷の家	善通寺市善通寺町 2 9 4 6 - 4	0877-63-4002
南部保育所	善通寺市大麻町 1 3 2 4 - 2	0877-62-3751
南部幼稚園	善通寺市生野町 2 8 8 0 - 1	0877-63-0156
吉原保育所	善通寺市吉原町 3 1 7 3 - 7	0877-62-7469
南部小学校	善通寺市生野町 2 9 9 0 - 1	0877-62-0702
西部小学校	善通寺市善通寺町 1 1 4 6	0877-62-0701

土砂災害警戒情報や避難勧告等の情報は、市から施設管理者へ電話により伝達する。

※ 資 料

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 1 急傾斜地崩壊危険箇所 | (資料 2 - 3) |
| 2 土石流危険溪流 | (資料 2 - 4) |
| 3 地すべり危険箇所 | (資料 2 - 5) |
| 4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流） | (資料 2 - 8) |
| 5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊） | (資料 2 - 9) |
| 6 避難勧告等の発令の参考となる情報（土砂災害） | (資料 10 - 4) |

第3 河川防災対策計画【主な関係課：土木都市計画課、防災管理課、消防本部】

洪水による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

1 現況

本市管内において、二級河川（金倉川、上谷川、弘田川、二反地川、弘階川、中谷川、桜川、中桜川）は県が管理し、準用河川及び普通河川については、市が管理しており、これらの河川のうち、水防上危険度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

また、常襲冠水箇所は市内に2箇所あり、土のう設置及び排水路の土砂除去により対応している。

2 実施内容

（1）河川工事の実施

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸工事等を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堤防等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営に当たっては、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。

（2）水災防止対策の実施

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、洪水ハザードマップの配布等の事前情報の提供や災害時の情報共有化及び水防団の育成・強化により水災防止対策を推進する。

① 水位情報周知河川の指定

県は、水防法第13条第2項に基づき、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力

を求めて、これを一般に周知する。

② 洪水浸水想定区域の指定

県は、水位情報周知河川に指定した河川について、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市に通知する。

③ 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、その内容を市民に周知する。

また、洪水浸水想定区域内に高齢者等の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、地域防災計画にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、それぞれ作成・公表するとともに、自衛水防組織を設置するよう努める。

④ 洪水ハザードマップの作成

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、洪水時の避難に必要な事項を市民に周知するため、浸水・氾濫等の情報に、避難場所及び避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表記した洪水ハザードマップを作成し、地域住民に配布し周知を図る。

⑤ 金倉川水系金倉川の指定

県は、金倉川水系金倉川を平成 17 年 9 月 27 日に水位情報周知河川に指定し、同年 12 月 20 日に同河川に係る洪水浸水想定区域（金倉川流域日総雨量 210 mmを想定）を指定した。

金倉川の氾濫形態は、低平地面積が広い氾濫原で見られる拡散型氾濫であり、氾濫水が広範囲に拡散するが、破堤部周辺以外では流速は比較的遅い特徴を有している。

⑥ 土器川水系土器川の指定

四国地方整備局香川河川国道事務所は、平成 28 年 12 月 12 日に土器川水系土器川の洪水浸水想定区域を指定した。

※ 資 料

1 河川重要水防区域

(資料 2－1)

第4 ため池等農地防災対策計画【主な関係課：農林課】

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備等を実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

1 現況

市内には、218箇所のため池があり、老朽化が著しく、改修を必要とするものがある。

2 実施内容

(1) ため池整備事業

市、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

(2) ため池ハザードマップの作成、普及啓発

市は、決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの洪水浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップの作成、普及啓発を図る。

※ 資 料

1 ため池重要水防区域

(資料2-2)

第5 都市防災対策計画【主な関係課：土木都市計画課】

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

1 都市施設の整備促進

(1) 土地区画整理

市は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、生活排水施設等を整備して、計画的な市街化を図る。

(2) 街路の整備

市、県等は、都市計画道路の整備、拡幅により都市内に空間を与えると同時に沿道建物の不燃化を進め、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(3) 公園緑地の整備

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止するとともに、耐震性防火水槽を設置するなど、災害時における避難場所及び避難所としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を防火地域、準防火地域に指定し、建築材料、構造等の制限を行うことを検討する。

(2) 宅地造成等の規制

県は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を必要に応じて宅地造成工事規制区域に指定し、規制を行う。

第6 建築物等災害予防計画【主な関係課：建築住宅課】

災害による建築物等の被害を防止し、市民の生命、財産等を保護するため、建築物に関する防災指導を行う。

1 防火知識の普及

市及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心に広報・啓発活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他災害に関する情報を提供するように努めるものとする。

2 特殊建築物の防災指導

県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

3 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

4 落下物等の防止対策

市は、県が実施する建築物の屋根、壁、窓ガラス等の飛散・落下防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発に協力する。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。また、善通寺市空き家等の適正管理に関する条例等に基づき、居住していない場合でも適正に管理することとする。

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

5 がけ地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接危険住宅の移転事業の促進を図る。

6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、災害により被災した建築物や宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。なお、市は、職員の被災建築物応急危険度判定士資格保有者の増加を促進する。

市は、危険度判定の実施体制の充実を図るとともに、危険度の判定が円滑に実施されるよう、危険度判定マニュアル等を作成する。

第7 鉄道災害予防計画【主な関係課：防災管理課、消防本部】

鉄道事故の発生による災害を防止するため、鉄道事業者は、安全運転の確保、安全施設の整備、防災体制の整備等の対策を実施する。

1 概要

本市には、四国旅客鉄道株式会社の土讃線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確保、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、路線の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第8 道路災害予防計画【主な関係課：土木都市計画課】

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、協力体制の確立を図る。

1 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

(1) 防災工事・補強工事の実施

次の箇所の防災工事・補強工事を実施する。

- ① 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所
- ② 落橋、変形等の被害が予想される道路橋（長寿命化計画に基づく修繕及び計画的な付け替え）
- ③ 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネル
- ④ 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備

(2) 道路標識、道路情報提供装置等の道路施設の補強、整備

(3) 電線共同溝等の整備

(4) 危険物及び障害物の除去に必要な資機材の備蓄

(5) 除雪体制の整備（2車線以上の道路）

(6) 定期点検

2 協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立を図る。

3 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

4 防災訓練の実施

道路管理者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第9 原子力災害予防計画

【主な関係課：防災管理課、消防本部、保健課、社会福祉課、環境課、農林課 等】

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

1 情報の収集及び連絡体制の整備

市及び県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

県は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、国、警察本部、市町、原子力事業者、報道機関等との間において、原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し、速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

2 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は、環境中の放射性物質又は放射線についてのモニタリング、県内の環境を把握するとともに、原子力発電所の事故等の発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

(2) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

市及び国、県は、平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

(3) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、ホームページ等の活用により、住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。市はこれらの情報を蓄積・活用し、周知に努める。

3 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

(1) 検査体制の整備

県は、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質又は放射線の検査機材を整備するとともに、検査体制の整備を図る。

(2) 連絡体制の整備

市及び県、水道事業（香川県広域水道企業団をいう。以下同じ）者、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

4 緊急時の保健医療体制の整備

市は、国、県、保健医療機関等と連携し、住民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

5 知識の普及・啓発

市及び県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

6 広域的な応援体制の整備

県及び市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定を推進するなど体制の整備を図る。

第10 危険物等災害予防計画【主な関係課：消防本部】

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

1 施設の安全性の確保

市及び県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

（1）保安検査等

危険物関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全性確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

（2）自主保安体制の整備促進のための指導

事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

（3）講習会等の実施

事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

2 資機材の整備等

市は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

3 防災訓練の実施

市は、県、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 防災知識の普及

市は県と協力して、市民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

※ 資 料

- | | |
|------------|---------|
| 1 危険物施設 | (資料3-1) |
| 2 高圧ガス関係施設 | (資料3-2) |
| 3 火薬類関係事業所 | (資料3-3) |

第11 大規模火災予防計画【主な関係課：消防本部、土木都市計画課】

火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

1 災害に強いまちの形成

市及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

市及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- (2) 高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- (3) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の整備、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

市は、大規模な火災に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、河川水、ため池等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

市は、県、関係機関と連携して、大規模な火災及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市は、県と協力して、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、市民に対して、大規模な火災の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

第12 林野火災予防計画【主な関係課：消防本部、農林課】

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

1 消防施設等の整備

市及び県は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 防火線の役割を果たすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- (2) 可搬式高圧ポンプ等の林野火災用消防資機材の整備を図る。
- (3) 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

2 協力体制の整備

林野火災の予防、消火活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力による所が多く、特に消火活動には隣接する消防機関の相互協力によるところが多いため、市は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図るとともに、特に防災ヘリコプターの有効活用を行う。

3 森林所有（管理）者に対する指導

市は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れについては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

4 防災訓練の実施

市は、県、関係機関と連携し、広域応援等様々な状況を想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市は、県と協力して、林野火災多発期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、市民の林野火災予防意識の啓発に努める。

第13 農林水産関係災害予防計画【主な関係課：農林課】

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術的指導等必要な対策を推進する。

1 農作物対策

市及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

市及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

3 畜産業対策

市及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

4 林業対策

市及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

第14 ライフライン等災害予防計画【主な関係課：防災管理課、下水道課】

災害による電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設ごとに安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備において安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 都市ガス施設

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。

3 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

4 水道施設

市及び県の水道事業者及び工業用水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートของループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

浄水場・配水池等の水道施設について、順次耐震診断を行い、診断結果により更新工事、補強工事を計画する。また、配水管については、耐震管への更新工事を行う。

5 下水道等施設

市及び県は、下水道施設について、災害による施設の被害を最小限にとどめ、市民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。また、今後は、施設の下水道ストックマネジメント計画に

に基づき、県及び金倉川処理区内の自治体と連携して、随時耐震対策等の防災対策を検討する。

市内にある公共下水道マンホールポンプ及び上郷西部地区農業集落排水処理施設は維持管理を委託しており、24時間の監視体制をとっている。

第15 防災施設等整備計画

【主な関係課：防災管理課、消防本部、総務課、土木都市計画課】

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

1 気象観測施設等

市、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

2 水防施設等

市及び県は、重要水防区域、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄した防災倉庫を整備・維持管理する。

3 消防施設等

- (1) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

また、公設防火水槽耐震性防火水槽の整備に努める。

- (2) 市は、救急・救助活動のため、救助工作車、応急自動車、資機材送車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 市は、丸亀市、多度津町とともに消防救急デジタル無線設備の共同整備を行っている。今後は、災害等による住民の被害の軽減を目的とした高機能消防指令センター設備の共同運用を推進する。

4 通信施設等

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

- ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、県防災行政無線や県防災情報システムなどを活用し、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
- ② 情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

市は、サーバーのバックアップ及び災害時優先電話とアナログ4回線の増設を行う。

- ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
 - ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
 - ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
 - ⑦ 災害時に有効な、衛星携帯電話とMC A無線を整備しているが、今後はその使用方法の周知に努める。
- (2) 市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、市民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、市民への情報伝達に有効な同報系無線の整備に努める。

5 その他施設等

- (1) 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図る。
- (2) 市及び県は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫等を確保して備蓄する。
- (3) 道路管理者、河川管理者は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

※ 資 料

- | | |
|----------------------|---------|
| 1 雨量観測所 | (資料4-1) |
| 2 水位観測所 | (資料4-2) |
| 3 消防本部現勢 | (資料5-1) |
| 4 消防団現勢 | (資料5-2) |
| 5 消防水利の現況 | (資料5-3) |
| 6 市の管理する水防倉庫備蓄資機材基準 | (資料5-4) |
| 7 香川県防災行政無線システム回線構成図 | (資料9-1) |

第2節 防災体制の整備

第1 防災業務体制整備計画【主な関係課：防災管理課、総務課】

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能の確保、充実を図る。

1 職員の体制

- (1) 市は、災害時における参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ等災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする
- (2) 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (4) 市及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (5) 市及び県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援が実施されるよう、情報収集のための県職員の市への派遣など、必要な措置について検討する。

- (6) 市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (7) 市は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (8) 市は、災害時に県や防災関係機関等への応援要請、自衛隊への通知等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、要請の内容、受入れ方法等を整備しておく。

3 民間事業者との連携

市及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 業務体制の構築

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

5 防災中枢機能等の確保、充実

市は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めるものとする。

また、蓄電池や自家発電機で発電量を確保しているものの、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図るものとする。

6 基幹情報システムの機能確保

市は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して、県は助言を行うものとする。

7 広域防災活動体制の整備

市は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動

拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

8 複合災害への対応

- (1) 市、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

※ 資 料

- | | |
|----------------------------|---------|
| 1 香川県消防相互応援協定 | (資料1-6) |
| 2 香川県防災ヘリコプター応援協定 | (資料1-7) |
| 3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等 | (資料1-8) |

第2 医療救護体制整備計画【主な関係課：保健課】

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、応急救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

1 初期医療体制の整備

- (1) 市は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- (2) 関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 市及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【中讃地区の広域救護病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	(独) 国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
2	香川労災病院	404	丸亀市城東町 3-3-1	0877-23-3111
3	県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131
4	坂出市立病院	194	坂出市文京町 1-6-43	0877-46-5131
5	陶病院	63	綾川町大字陶 1720-1	087-876-1185
6	滝宮総合病院	191	綾川町滝宮 486	087-876-1145
7	坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町 1-4-13	0877-46-5195
8	回生病院	402	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011

班数は広域救護班（原則として医師1名、看護師3名、補助者2名）の編成数

(2) 災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努める。

【災害拠点病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	(独) 国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
2	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲 387-1	0879-43-2521
3	小豆島中央病院	234	小豆郡小豆島町池田 2060-1	0879-75-1121
4	県立中央病院	533	高松市朝日町 1 丁目 2-1	087-811-3333
5	高松赤十字病院	576	高松市番町 4 丁目 1-3	087-831-7101
6	香川大学医学部附属病院	613	木田郡三木町池戸 1750-1	087-898-5111
7	回生病院	402	坂出市室町 3 丁目 5-28	0877-46-1011
8	香川労災病院	404	丸亀市城東町 3 丁目 3-1	0877-23-3111
9	三豊総合病院	482	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366

3 医薬品等の確保

県は、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制の整備を図る。

市は、応急救護所を設置するため、簡易ベッドや救急セットなどの資機材を整備する。

4 ライフラインの確保

医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

5 広域的医療体制の整備

市は、国、県、医療機関と連携して、災害時に医療施設の診察状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療システムの適切な運用に努める。

※ 資 料

- 1 大災害時の医療救護体制 (資料6-1)
- 2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図 (資料6-2)

第3 緊急輸送体制整備計画【主な関係課：土木都市計画課】

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備を推進する。

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。また、市は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、市が管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行う。さらに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

＜市内の輸送確保路線＞

（1）第1次輸送確保路線

- ・四国横断自動車道
- ・国道11号
- ・国道319号

（2）第2次輸送確保路線

- ・県道善通寺大野原線
- ・県道善通寺多度津線

（3）第3次輸送確保路線

- ・県道善通寺大野原線
- ・県道丸亀三好線

2 物資輸送体制の整備

（1）県は、県があらかじめ指定して一次（広域）物資拠点から、市があらかじめ指定している二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。

（2）市は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

（1）道路管理者及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

（2）道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行う。

4 民間事業者との連携

（1）市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。

- (2) 市及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

- (1) 市は、災害時における確認手続きの効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、市有車両については緊急通行車両等の事前届出制度を適切に運用する。
- (2) 市及び県は、災害協定及び契約を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行いその普及を図る。

6 臨時ヘリポート予定地

県防災ヘリコプター用臨時離着陸場は、次のとおりである。

【臨時離着陸場】

場 所	所在地	管理者	連絡先
鉢伏ふれあい公園グラウンド	与北町 2055-1	市教育委員会	63-6328
陸上自衛隊善通寺駐屯地 第一営舎地区グラウンド	南町 2-1-1	陸上自衛隊 善通寺駐屯地業務隊	62-2311
市営野球場	弘田町 1847	市教育委員会	63-6328

【緊急時離着陸場】

場 所	所在地	管理者	連絡先
中央小学校運動場	文京町 4-5-1	市教育委員会	63-6326

※ 資 料

- 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書 (資料9-5)

第4 避難体制整備計画

【主な関係課：防災管理課、社会福祉課、高齢者課、子ども課、教育総務課】

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の市民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難場所及び避難所、避難路の確保、避難勧告基準の策定を行い、市民に対して周知徹底を図る。

1 指定緊急避難場所の指定、整備

市は、都市公園、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、地形等に配慮し、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得て、指定緊急避難場所として指定する。

市は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外ではあるが災害に耐えるに十分な構造を有し、災害発生時に迅速に避難場所の開設および避難を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

県は、県有施設の指定緊急避難場所の指定について協力するものとする。

2 指定避難所の指定、整備

(1) 避難所の指定

市は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について、必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

(2) 避難所の整備

市は、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、通信機器のほか、要配慮者のニーズにも対応した設備や、テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等を避難所に整備する。また、各小学校に食料、飲料水、非常用電源、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、簡易トイレ、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

・特定の災害において、当該施設に避難することが不適當である場合があることを日ごろから住民等へ周知することに努めるものとする。

・避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。

3 避難路の選定

市は、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、主要な国道、県道、市道を避難路とする。

4 避難勧告基準等の策定

災害時に適切な避難が行えるよう、市は、避難準備情報、避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。特に、避難の勧告又は指示を行う基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとする。

また、避難勧告又は指示を行う際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、避難勧告及び避難指示のほか、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の設定を図る。

5 避難に関する広報

市は、避難場所及び避難所（災害種別ごとの避難適否を表示したもの）、避難路、避難方法、避難勧告又は指示及び避難準備情報の意味合い等について、避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、市のホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、市民に周知徹底を図る。

また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。

なお、避難勧告又は指示及び避難準備情報については、県防災情報システムによるメール配信を伝達手段の一つとすることとし、市民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。

さらに、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問い合わせに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

6 避難計画の策定

市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を策定するよう努める。

当該避難計画には、市が行う避難準備情報等の発令等の基準、避難場所・避難所その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の運営について、あらかじめ、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準に関する資料を作成・提供するものとする。

また、市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を市民に周知する。

7 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

8 要配慮者への対応

市は、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

9 帰宅困難者への対応

市は、災害発生現象のため帰宅することが困難になり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難になった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

10 児童生徒への対応

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

※ 資 料

1 避難所一覧

（資料 10－1）

第5 食料、飲料水及び生活物資確保計画

【主な関係課：防災管理課、農林課】

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や地理的条件等も踏まえて、食料・水等の確保目標を設定し備蓄に努め、輸送体制の整備を図る。その際、輸送に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

1 防災備蓄倉庫の整備

- (1) エコ・エネルギーセンター2階
- (2) 消防庁舎訓練棟1階
- (3) 第七分団消防屯所消防防災倉庫

2 食料等の確保

- (1) 県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- (2) 市及び県は、その他の食料についても、食物アレルギーへの対応、特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な食料等の在庫状況の確認を行い、関係業界とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (3) 市は、県の地震・津波被害想定等に基づき、今後は2,200人の2日分（1日2食）程度の食料の確保に努める。

3 飲料水等の確保

- (1) 市及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行い、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- (2) 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水袋、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- (3) 市は、備蓄スペース確保のため、飲料水は必要最小限の備蓄に留め、不足分は浄水場の貯水槽等から取水し各避難所の水タンクへ配水できるよう検討する。
- (4) 市及び県は、県の地震・津波被害想定等に基づき、市場流通等も活用しながら 6,600リットル程度の飲料水の確保に努める。

4 生活物資の確保

- (1) 市は、地震被害想定調査等に基づき被害を想定し、外部支援の時期など地域の地理的条件等も踏まえて、生活物資等の確保目標を設定し、毛布、日用品等の備蓄に努め輸送

体制の整備を図る。その際、輸送に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

- (2) 市は、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施する。

5 市民による備蓄

(1) 食料等の備蓄

市民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、1週間分程度を目安に食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を災害時に備え備蓄するよう努める。また、避難するときに持ち出す最低限の食料、飲料水、生活用品等についても併せて準備しておくよう努める。

(2) 市民に対する普及啓発

市は、広報紙、パンフレット等の配布、市のホームページの活用等により、市民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

6 物資の集積拠点の指定

市は、一次（広域）物資拠点からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各避難所への物資輸送等を行うため、善通寺市民体育館メインアリーナ等公共施設を二次（地域）物資拠点として指定する。

第6 文教災害予防計画【主な関係課：教育総務課】

学校等の児童、生徒、教職員等の生命、身体を安全を図り、文教施設及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行う。

1 学校等における防災対策

学校長は、災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関するマニュアルの作成に努め、災害に備えて教職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図る。また、避難所に指定されている学校については、市の防災担当課と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

(2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

(3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

(4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

(5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図る。また、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動が取れるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

市は、文教施設及び設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設・設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

第7 文化財災害予防計画【主な関係課：生涯学習課】

市内には、史跡指定を受けた古墳群、国宝・重要文化財を多数所蔵する総本山善通寺など寺社仏閣、旧陸軍第十一師団関連建造物や民家・商家・JR 善通寺駅などの歴史的建造物群に代表されるような貴重な文化財が数多く残る。また、市域のいたる場所に埋蔵文化財包蔵地が広がり、この地域の長い歴史を示している。

市は、これらの豊富で市民にとってもかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

市は、文化財建造物のうち、旧善通寺偕行社（国指定）と観光交流センター（市指定）は、耐震補強や防火設備の設置が完了している。有形文化財は所有者により適切に管理されている。

1 市民等に対する文化財の防災意識の普及と啓発

市は、市民及び文化財の所有者に対し、文化財への防災意識の普及と啓発に努める。

2 予防体制の確立

（1）初期消火と自衛組織の確立

（2）防災関係機関との連携

（3）地域住民との連携

（4）消防用設備の整備、保存施設等の充実

① 構造物、美術工芸品保存施設等の充実

ア 文化財関連施設の点検を平素から徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し、速やかに修理する。

イ 文化財及びその周辺の機器、器具等の転倒・転落防止の措置を講じる。

ウ 復旧を的確かつ速やかに行うため、あらかじめ文化財の詳細を写真やビデオ、実測図に記録を残す。

② 火災対策

ア 防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制の充実を図る。

イ 消防用設備等の設置を促進する。

3 文化財所有者への指導

登録有形文化財は、個人所有の建造物と総本山善通寺所有の建造物がある。これらの管理義務は所有者にあり、市は、年1回の状況確認と管理に関する指導を実施する。

※ 資 料

1 市内の文化財

（資料 11－2）

第3節 地域防災力の向上

第1 ボランティア活動環境整備計画【主な関係課：社会福祉課】

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

1 協力体制の確立

市は、香川県社会福祉協議会、善通寺市社会福祉協議会、県、日本赤十字社香川県支部及びその他関係団体と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 市は、県及び関係団体と連携し、ボランティア活動への市民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 市は、善通寺市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成に努めるとともに、ボランティア団体の活動支援を行う。
- (3) 市は、香川県社会福祉協議会、善通寺市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部及びその他関係団体との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

3 防災ボランティアの登録

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字社防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第2 要配慮者対策計画

【主な関係課：社会福祉課、高齢者課、子ども課、市民課、商工観光課】

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

1 社会福祉施設等入所者の対策

- (1) 市及び県は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するための体制整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。

また、災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

- ① 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに自主防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- ② 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難場所・避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
- ③ 定期的に施設、設備等を点検し必要な補修等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- ④ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 市は、避難行動要支援者に対する適切な誘導等の措置について必要な事項を定める。
また、避難支援に係る細目的な事項については他に定める。
- (2) 防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものであるよう、定期的に整備、更新する。また、庁舎の破損等の事態が発生した場合も名簿の利用ができるよう、適切な管理に努めるものとする。

(3) 市は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人または親族等の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えい等個人情報保護の観点から必要な措置を講じる。また、地域と連携して、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法について、個別計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うものとする。

なお、発災時には避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

(4) 市は、社会福祉施設等の管理者等との協議により、要配慮者が介助等の必要な生活支援・相談を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

(5) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

(6) 市は、難病患者への対応のため、県との連携を図る。また、市及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

3 避難行動要支援者名簿

市は、災害時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対し、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下の情報を整理し、支援体制を整備する。

(1) 避難支援等関係者となる者

警察署、消防署、消防団、民生委員、自治会、自主防災会、社会福祉協議会、地区社協等

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

次の①から⑦のいずれかに該当し、かつ災害時の支援が必要と認められる方（施設入所者は除く）

- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が1級又は2級の方
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がマルA又はA判定の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が1級の方
- ⑤ 認知症と認められ、災害時の避難行動に支障がある方
- ⑥ 75歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- ⑦ 前各号に準ずる状態にあり、災害時の避難行動に支障がある方

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

社会福祉協議会が「居宅要援護者把握・災害時要援護者登録事業」により把握した情報に基づき、登録希望者は希望届を提出する。また、民生委員が地区を回り訪問調査を行い、希望者を募る。

(4) 名簿の更新に関する事項

民生委員による更新情報の提供とともに、年1回、住基データと突合し整理する。

- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置情報の提供を受ける関係団体は、情報管理者を定め、市に誓約書を提出して情報漏えいの防止に努める。また、緊急時以外で名簿を使用するときは、市に事前に報告する。
- (6) 要配慮者が円滑に避難するための立退きの通知や警告等を行う際には、通知内容や方法には十分配慮して実施する。
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援に当たっては、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めて地域住民全体で話し合い、ルール及び計画を作り、周知する。その際、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等についての理解を深めることと併せ、支援関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことも必要である。

4 外国人の対策

- (1) 市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所等の表示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 市は、県と協力して、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 市は、県と連携して、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

5 避難行動要支援者からの情報提供

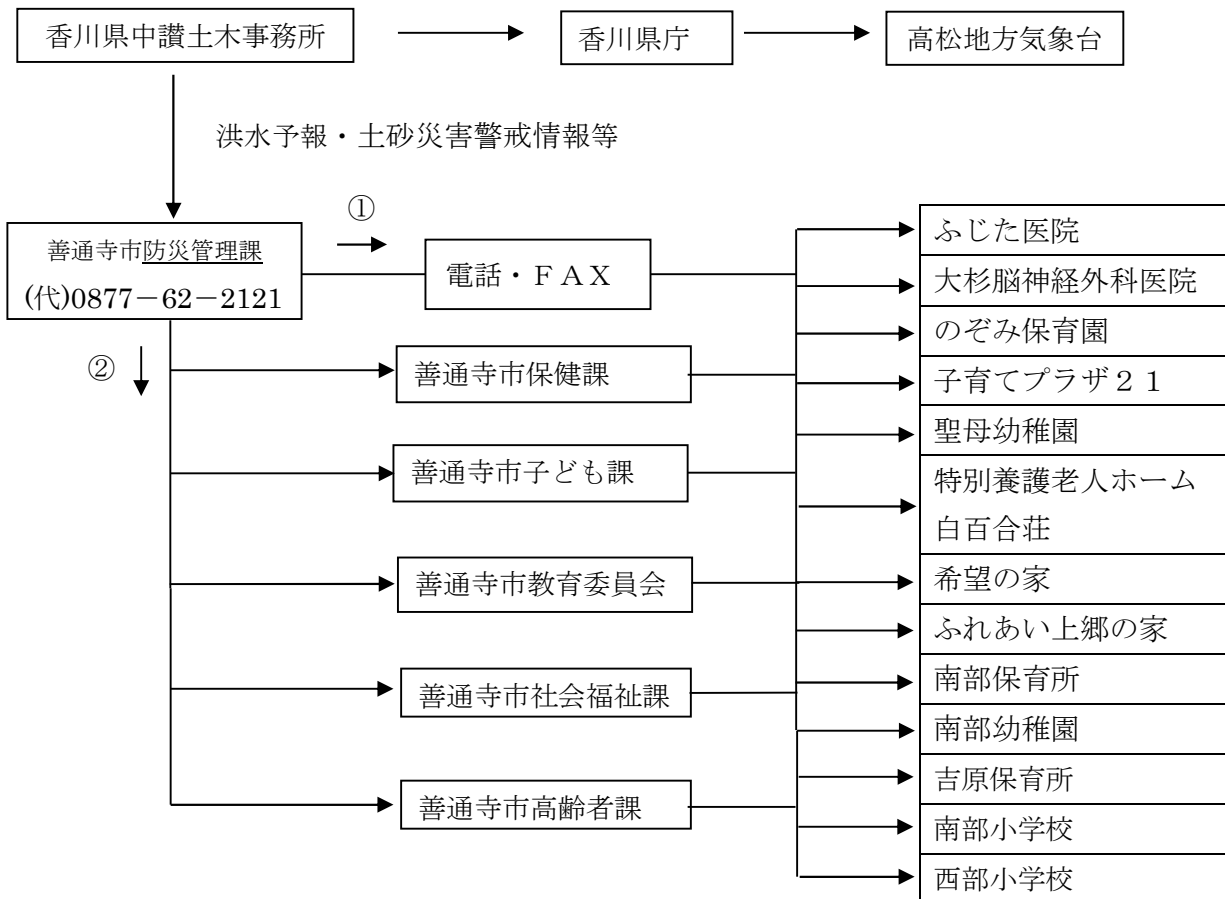
高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は、市、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

6 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

金倉川水系金倉川に係る洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設及び当該施設への洪水予報及び土砂災害警戒情報等の伝達方法は、次のとおりとする。

【金倉川洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設及び連絡方法】

	施設名称	住 所	連絡先
洪水情報	ふじた医院	上吉田町4-5-1	0877-62-0555
洪水情報	大杉脳神経外科医院	大麻町2079	0877-63-5566
洪水情報	のぞみ保育園	上吉田町8-7-24	0877-63-1231
洪水情報	子育てプラザ21	生野本町2-16-1	0877-62-3695
洪水情報	聖母幼稚園	上吉田町4-9-24	0877-62-1087
土砂情報	特別養護老人ホーム白百合荘	与北町1680-1	0877-62-2998
土砂情報	希望の家	与北町1332	0877-63-3457
土砂情報	ふれあい上郷の家	善通寺町2946-4	0877-63-4002
土砂情報	南部保育所	大麻町1324-2	0877-62-3751
土砂情報	南部幼稚園	生野町2880-1	0877-63-0156
土砂情報	吉原保育所	吉原町3173-7	0877-62-7469
土砂情報	南部小学校	生野町2990-1	0877-62-0702
土砂情報	西部小学校	善通寺町1146	0877-62-0701



①または②により情報提供を実施。

第3 防災訓練実施計画【主な関係課：防災管理課、消防本部】

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、市民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

1 総合訓練

市は、大規模な災害を想定して、県、防災関係機関、市民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得て、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報
- (2) 水防、消防、救出・救助
- (3) 避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- (4) ライフライン応急復旧、道路啓開
- (5) 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- (6) 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

市は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練

市は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

市は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災を想定した訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 市は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。

- (2) 市は、土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の確立を図るとともに避難訓練を行う。
- (3) 学校、病院、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通信等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の招集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な鉄道事故、航空事故等に対し迅速かつ的確な救助活動等を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、市、国、県、防災関係機関及び地域住民が一体となって、年に1回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

11 自主防災組織等における訓練

市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織は、市及び関係機関・専門家の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、避難所運営等の訓練を行う。

12 地区別避難訓練

各地区の住民と市及び社会福祉協議会等が連携し、避難行動訓練や避難所運営訓練等を行う。

第4 防災知識等普及計画【主な関係課：防災管理課、教育総務課】

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、市民に対する防災知識等の普及に当たっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

1 防災思想の普及

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を助けること、避難場所・避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、市民に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 首長・職員に対する防災研修

市は、災害時における適正な判断力等の養成、災害応急対策の円滑な実施、職場内における防災体制を確立のため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布、県主催の研修会等あらゆる機会を活用して、次に掲げる事項について防災研修を行う。

- (1) 災害に関する基礎知識、市内における災害発生状況
- (2) 地域防災計画等の概要
- (3) 災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- (4) その他災害対策上必要な事項

3 市民に対する普及啓発

市は、県、関係機関と協力し、市民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙等により、災害時等において市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。また、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。また、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間(7月15日から7月21日)、

防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- (1) 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- (2) 注意報・警報・土砂災害警戒情報・特別警報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- (3) 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (4) 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- (5) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- (6) 避難場所及び避難所、避難路、避難所での行動など避難に関する知識
- (7) 1週間分程度の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (8) 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- (9) 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- (10) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼育についての準備
- (11) 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- (12) 被災体験の伝承
- (13) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

上記内容を記載した土砂災害に関するハザードマップを作成し、全戸に配布する。また、土砂災害警戒区域の住民に対しては、より詳細な情報を記した地域版ハザードマップも配布する。

4 学校における防災教育

- (1) 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取り組みを推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性に応じた教育が大切である。

- (2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 自動車運転者等に対する啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

6 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

7 事業所における防災の促進

市及び県は、広報紙等により、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進める。

また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進を図られるよう施策を検討するものとする。

8 災害情報の提供等

市及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を市民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、住民に周知する。

9 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努め、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第5 自主防災組織育成計画【主な関係課：防災管理課】

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動がきわめて重要となることから、市民、事業所等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の活性化などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地域の市民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

1 地域住民の自主防災組織

- (1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、市民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動が重要である。

市民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

市は、市民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、県と連携して、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市は、地域防災リーダー育成支援として、防災士資格取得にかかる費用の補助を実施しており、今後も防災士を中心とした自主防災活動の活性化を推進する。

- (2) 自主防災組織の編成は、次により行う。

- ① 地理的状況、生活環境からみて、市民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の自治会や小学校区などを活用して編成する。
- ② 防災に関する多様な観点からの意見取入等のため、進んで女性の参加を求めるほか、看護師等地域内の専門家や経験者、民生委員・児童委員、環境推進委員等の参加を求める。
- ③ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

- (3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

① 平常時の活動

- ・平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ア 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - イ 災害発生現象の態様に応じた避難場所・避難所、避難経路及び方法等の確認
 - ウ 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議
 - エ 災害予測地図（防災マップ）等の作成及び内容の市民への周知

オ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制の整備
カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について災害発生時、避難途中、避難場所・避難所等における行動基準の作成及び周知

キ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- ・ 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- ・ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ・ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ・ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握

② 災害時の活動

- ・ 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ・ 集団避難の実施、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ・ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

2 事業所等の自主防災体制の整備

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう努める。

(1) 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ② 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- ③ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持出し品の準備、避難方法等の確認など）
- ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- ⑤ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ① 避難誘導（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助など）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- ③ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）
- ④ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、

避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

市の消防団員は、昼夜消防活動ができるよう各種訓練を行い、災害に備える。今後は、長時間にわたる災害活動に備え、若い団員を確保するよう努めるとともに、女性団員による予防救急啓蒙活動を展開する。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、当該地区と連携して防災活動を行うこととする。

第6 被災動物救護体制整備計画【主な関係課：保健課】

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、場合によっては、飼っている動物とともに安全に避難ができ、適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確に実施できるよう、平常時から県及び関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及びやむをえず避難所等に連れてきた被災動物等の救護体制を整備する。

1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、自宅敷地の中の安全な場所にケージ等を設置し避難生活の期間中、世話をするために帰宅する等、動物の愛護と適正な飼育を重視した避難方策を考えておくとともに、住民との共同生活ができる最低限のしつけや当該動物に必要と思われるワクチンの接種を行い、やむを得ず避難するときのことを考えて動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札などで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する危害及び侵害を防止するために必要な措置をとる。

市は、災害時に特定動物に関する情報の収集や発信を実施し、関係機関等と連携しながら、当該動物に係る危害発生の防止体制を整備する。

3 避難所における動物の適正飼養対策

市は、県等と協力して、やむを得ず避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養ができるルールが構築されるよう、動物の飼い主や、避難所設置主体に対して支援を行うよう努める。

また、市は、避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる方法を考慮するなど、住民への周知、避難所設置主体と選定した避難所での受け入れや飼育管理方法等の体制整備に努める。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

4 被災動物救護活動

市は、県や（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、

支援する。また、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

第7 帰宅困難者対策計画【主な関係課：防災管理課、市民課、商工観光課】

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は、移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

1 市民への啓発

市は、市民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

2 事業所等への啓発

市及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

3 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅及び主要観光スポット等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

4 情報提供体制の整備

市及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、エリアメール等の緊急速報メール、避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

5 安否確認の支援

市及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等の間で、災害時の徒歩帰宅者へ

の水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 市及び県は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。

市は、今後は観光客への情報提供を目的に、観光ガイドマップの中に避難所等の情報を掲載する。

- (2) 市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

- (3) 市及び県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法、公共交通機関の運行状況等の情報等を迅速に提供するための取り組みを推進する。

第3章 災害応急対策計画

一 般 対 策 編
第1章 総 則
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 災害復旧計画
震 災 対 策 編
資 料 編

第1節	活動体制確立計画	70
第2節	情報収集伝達・警戒活動計画	91
第3節	救急救助・医療救護計画	111
第4節	避難収容計画	115
第5節	交通対策、緊急輸送計画	125
第6節	ライフライン確保計画	131
第7節	災害対策計画	137
第8節	被災者の生活支援計画	152
第9節	社会環境の確保計画	167

第1節 活動体制確立計画

第1 活動体制計画【主な関係課：防災管理課】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握して、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

1 市の活動組織

(1) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が応じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

(2) 防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整を図る。

(3) 災害対策本部等

① 災害対策本部等の設置

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部等は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

【設置基準】

- 1 善通寺市に気象警報（土砂災害警戒情報、特別警報を含む）が発表され、市内において相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 台風が接近し、本市が暴風域に入ることが確実なとき。
- 3 大規模な火災又は爆発が発生したとき。
- 4 市内に大規模な災害を誘発する物質の大量流出、又は多数の遭難を伴う列車、航空機などの事故、その他重大な事故が発生したとき。
- 5 その他通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

② 災害対策本部等の設置場所

災害対策本部等は、発災直後の応急対策時において、本部体制として市庁舎1階ホールに設置する。ただし、災害の規模その他の状況により、災害対策本部長等が他の場所に設置することが適当であると認めた場合は、この限りでない。

③ 災害対策本部等の組織

ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部等の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副市長、教育長を副本部長とし、本部長を補佐する。

本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務部長、市民生活部長の順でその職務を代理する。

ウ 本部員

a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部等の事務に従事する。

b 本部員は、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、消防長及び教育部長をもって充てる。

エ 本部会議

a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

- ・動員配備体制に関すること。
- ・重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
- ・その他重要な災害対策に関すること。

オ 本部事務局及び各班

a 災害対策本部等の事務を処理するため、本部に事務局を置き、防災管理課長を事務局長とする。

b 防災管理課長は、総務部長の命を受け、事務局の事務を掌握する。

c 応急対策時は全庁的な推進を図るため、災害対策本部等に班を置く。

d 応急対策時における事務局及び各班の組織及び分掌事務は、別表1のとおりとする。

e 各班の運用班長及び所属職員は、職員個人別に別途指定する。

カ 部局等

- a 応急対策時において各部局等は、本部事務局及び各班に対し、予め定められた動員配備計画に基づき人員を派遣する。
- b 各部局の組織及び各部局ごとの分掌事務は別表2のとおりとする。

キ 現地対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部等を設置する。

④ 災害対策本部等の設置及び解散の通知等

災害対策本部等を設置し、又は解散したときは、県、防災関係機関等にその旨を通知するものとする。

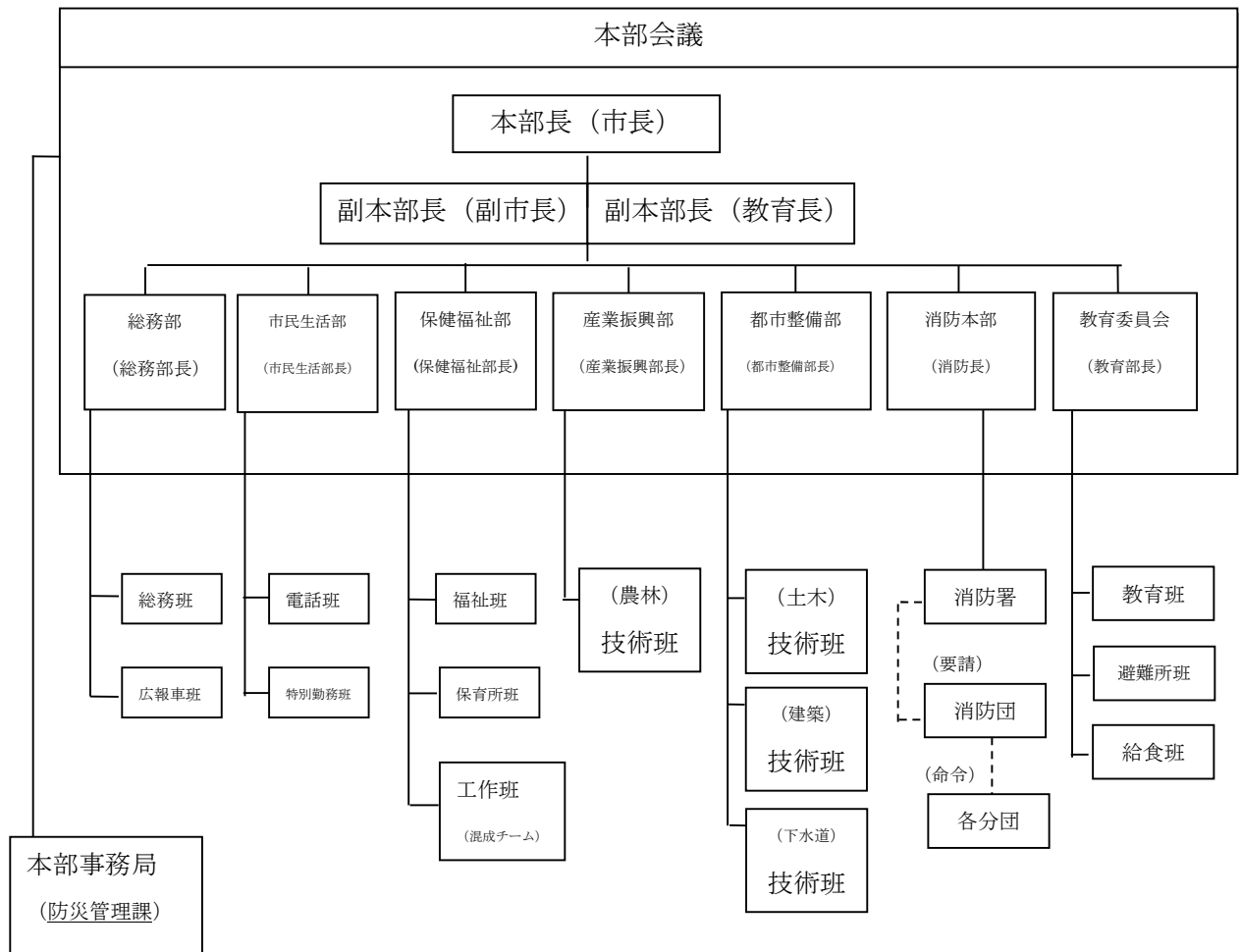
⑤ 県との連携

県の災害対策本部が設置された場合は、災害対策を円滑かつ的確に実施するため、災害対策本部等は、県災害対策本部と緊密な連絡調整を図る。

⑥ 災害対策本部等の解散

本部長は、市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部等を解散する。

【災害対策本部等組織図】



工作班は（正）保健福祉部長、（副）市民生活部長が統括する。

※ 資 料

- 1 善通寺市防災会議条例 (資料1－2)
- 2 善通寺市災害対策本部条例 (資料1－4)

【別表1】 応急対策時の事務局及び各班

班 名	分 掌 事 務
本部事務局	・ 防災情報収集 ・ 外部との連絡調整 ・ 記録等の各種事務 ・ 自主防災組織との連絡、調整 ・ マスコミ対応、連絡 ・ 本部会議の準備・運営
総務班	・ 庁舎内設備等の管理運用 ・ 物品の調達管理 ・ 職員及び避難者の食料の確保 ・ 応急食料の調達 ・ ホームページ防災情報の管理 ・ エリアメール等の配信
広報車班	・ 市内巡回による情報収集及び注意喚起 ・ 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達
電話班	・ 市民からの電話への対応
特別勤務班	・ 災害ごみの収集 ・ 遺体の収容・管理
工作班（税務・社会福祉・商工 観光・下水道）	・ 土のう作成等の作業、現地状況確認
福祉班	・ 避難所への物資（毛布、食料等）の運搬 ※避難所班員の到着が遅れている場合 ・ 避難所の開設 ・ 支援を要する避難者への対応
保育所班	・ 保育所施設の状況調査及び応急対策 ・ 保育園児の安全確保対策及び避難誘導 ・ 保護者への引き渡し業務
技術班（農林・土木都市計画 ・ 建築住宅・下水道）	・ 各所管施設、設備等の被災状況調査及び防災対策 ・ 市民、関係機関等からの情報提供に基づき、危険箇所等の状況調査の実施、災害応急対策の実施 ・ 収集した情報の本部への報告
（判定実施班）	・ 県支援本部との連絡調整、関係機関との連携 ・ 判定実施計画の作成、判定組織の編成 ・ 判定士等の受入れ、搬送 ・ 判定資機材の調達、輸送、配布
教育班	・ 教育委員会が所管する各種施設等の状況調査及び応急対策 ・ 園児、児童、生徒の安全確保対策及び避難誘導 ・ 避難場所への教職員の動員及び保護者への引き渡し業務
避難所班	・ 避難所の開設及び避難者への対応
給食班	・ 職員及び避難者用の食料準備

【別表2】各部局等の分掌事務

部名局等	課 名	分 掌 事 務
総務部	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 見舞者の応接に関する事 3 渉外に関する事 4 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事 5 職員の救護・災害給与に関する事 6 他市町への職員の派遣に関する事 7 給水に関する事
	政策課	1 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事 2 市の災害起債に関する事 3 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関する事 4 災害関係費の収入支出に関する事 5 災害救助費の決算に関する事
	総務課	1 保存文書の保全に関する事 2 災害時の用地対策に関する事 3 市有財産の災害対策及び被害調査に関する事 4 庁舎等の電気設備、機械設備及び通信施設の被害調査及び応急復旧に関する事 5 来庁者及び職員の安全確保に関する事 6 車両等の確保及び配車管理に関する事 7 燃料等の確保及び保管管理に関する事 8 市有建築物の応急復旧に関する事 9 緊急機材、用品の調達及び貸借に関する事 10 災害に関する写真・ビデオ等による記録に関する事 11 避難情報等の広報に関する事

部名局等	課 名	分 掌 事 務
総務部	防災管理課	1 災害対策本部等の設置及び廃止に関する事 2 本部長の指示、伝達に関する事 3 防災会議、災害対策本部等会議に関する事 4 気象、災害情報の収集、伝達、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部、防災関係機関への報告に関する事 5 災害通信の確保に関する事 6 自衛隊、隣接市町、協定締結市町及び関係機関への協力要請等に関する事 7 国・県等への連絡、報告及び要望に関する事 8 防災関係機関との連絡、調整に関する事 9 自衛隊の災害派遣の要請に関する事 10 災害救助法の事務に関する事 11 災害記録に関する事 12 自主防災組織に関する事 13 各部の連絡統制に関する事 14 災害情報全般の収集に関する事 15 職員の非常招集に関する事
市民生活部	税務課 債権管理課	1 義援物資及び救援物資の輸送に関する事 2 被災状況（人的、住家等）の調査確認並びに被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 3 被災証明に関する事 4 住家の被害認定及び罹災証明に関する事 5 被災者に対する市税の減免措置等の指導及び調整に関する事
	市民課	1 義援金品、救援物資等の受入れに関する事 2 死亡届等に基づく遺体の身元調査事務に関する事 3 埋火葬許可に関する事 4 外国人の被災状況の把握に関する事 5 被災者からの相談に関する事 6 罹災者の安否問い合わせに関する事

部名局等	課 名	分 掌 事 務
<u>市民生活部</u>	環境課 人権課	1 大気汚染等の調査及び防止対策に関すること 2 水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること 3 有害物質漏出事故発生状況の把握に関すること 4 地下水利用の調査測定に関すること 5 交通関係機関との連絡調整に関すること 6 遺体の収容、処置及び埋葬に関すること 7 火葬場の手配に関すること 8 死犬猫の処理に関すること 9 清掃施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 10 災害廃棄物（し尿を含む）の情報収集及び処理計画に関すること 11 災害廃棄物の仮置場に関すること 12 災害廃棄物（し尿を含む。）の収集及び運搬に関すること 13 災害廃棄物の排出場所等の確保に関すること 14 災害廃棄物の中間処理に関すること 15 災害廃棄物の焼却・埋立処分にに関すること
	児童館 隣保館 高橋会館	1 所管施設の保全及び被災状況の調査に関すること 2 避難場所（隣保館・高橋会館）の管理・保全業務に関すること
<u>保健福祉部</u>	社会福祉課 高齢者課 子ども課	1 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 義援金品、救援物資等の配分に関すること 3 民生委員等社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること 4 社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンターとの連絡調整に関すること 5 災害救助法に関すること 6 日本赤十字社香川県支部との連絡に関すること 7 在宅、施設入所の身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに生活保護受給者の安否確認と被害状況調査に関すること 8 要配慮者との連絡及びその支援・救援に関すること 9 福祉関係団体及び当事者組織との連絡及び調整に関すること 10 避難所との連絡及び調整に関すること 11 所管施設の保全及び被災状況の調査に関すること 12 福祉避難所の開設要請に関すること
	保育所	1 各施設の保全及び被災状況の調査に関すること 2 保育園児の安全確保対策及び避難に関すること 3 最寄り緊急避難場所の開設、管理業務への協力に関すること

部名局等	課 名	分 掌 事 務
保健福祉部	保健課	1 衛生施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 2 救護活動計画に関する事 3 応急救護所に関する事 4 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事 5 被災者の保健診療に関する事 6 被災者のメンタルヘルスに関する事 7 被災者の栄養指導に関する事 8 傷病者の収容及び収容可能病院の把握等に関する事 9 緊急機材及び医薬品の保管及び整備並びに血液対策に関する事 10 毒物、劇物による危害防止・指導に関する事 11 感染症患者の隔離、消毒等防疫に関する事 12 感染症に関する事（防疫作業を除く。） 13 野犬対策に関する事
産業振興部	農林課	1 農林業関係の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 2 農家等の被災証明に関する事 3 農地の被災証明に関する事 4 被災農林業施設の応急対策に関する事 5 主食食糧の確保に関する事 6 家畜伝染病の予防防疫に関する事 7 死亡獣畜の処理指導に関する事 8 農業団体との連絡調整に関する事 9 農家等に対する融資に関する事 10 農家等の経営指導に関する事 11 ため池等、土地改良施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 12 土地改良区との連絡調整に関する事
	商工観光課 営業課	1 商工観光関係の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 2 商工業に対する被災証明に関する事 3 被災商工業者に対する融資に関する事 4 被災勤労者に対する融資に関する事 5 商工会議所及び商工団体との連絡調整に関する事 6 義援物資等提供業者との連絡調整に関する事
農業委員会事務局		1 産業振興部の業務への協力に関する事

部名局等	課 名	分 掌 事 務
都市整備部	土木都市計画課	1 道路、橋梁等の被害状況の調査収集及び公共土木建築物の被害状況の取りまとめに関すること 2 道路、橋梁等の応急修理、その他緊急措置に関すること 3 道路、橋梁等の障害物の除去に関すること 4 土木、建築用資材の調達に関すること 5 避難路、緊急輸送路の計画調整に関すること 6 緊急車両等の通行確保に関すること 7 建設機械の調達及び配車に関すること 8 交通規制用資機材の確保及び調達に関すること 9 河川、溝きょ、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の被害状況の調査、情報収集に関すること 10 河川、溝きょ等の障害物の除去に関すること 11 河川、溝きょ等の応急修理、その他緊急措置に関すること 12 災害応急対策のための駐車場確保に関すること 13 公園緑地、街路等の被害状況の調査及び普及に関すること 14 公園緑地等の災害緊急利用用途の検討に関すること 15 災害復興に係る都市計画に関すること
	建築住宅課	1 避難所、救護所、仮設住宅等の建築、修繕に関すること 2 公共建築物の応急危険度調査に関すること 3 公共建築物の応急修理に関すること 4 既存建築物・宅地の危険度判定に関すること 5 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること 6 (独)住宅金融支援機構の資金貸付に関すること 7 市営住宅の被害状況の調査、情報収集に関すること 8 市営住宅の応急修理に関すること 9 建設業者との連絡調整に関すること
	下水道課	1 下水道施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 2 下水道施設の応急修理及び緊急措置に要する資機材等の調達に関すること 3 市民への広報活動に関すること(下水道の使用制限等) 4 下水道工事業者への協力要請に関すること 5 下水道の修理復旧に関すること 6 市街地の排水対策に関すること

部名局等	課 名	分 掌 事 務
会計管理者	会計課	1 災害時における出納事務に関すること 2 見舞金及び義援金の受領、保管に関すること
消防本部	消防総務課	1 消防関係施設の被害調査及び復旧に関すること 2 資機材及び非常備品等の確保に関すること 3 消防自動車等管理運営に関すること 4 消防団との連絡調整及び配備に関すること 5 災害危険箇所の視察警戒に関すること 6 消防関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること 7 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること
	予防課	1 災害情報の収集及び広報伝達に関すること 2 災害の予防、二次災害の予防に関すること 3 火災原因及び調査に関すること 災害活動及び警戒巡視並びに指揮運用に関すること 4 火災警戒区域の設定に関すること 6 消防警戒区域の設定に関すること 7 避難勧告及び指示等に関すること
	消防署	1 気象予警報等の発令及び解除通知の受理並びに関係機関その他への報告、伝達に関すること 2 災害時における有・無線電話通信の統制及び保守管理に関すること 3 その他通信業務に関すること 4 救急救助業務に関すること 5 署員の非常招集に関すること 6 行方不明者の捜索に関すること 7 災害防御活動に関すること

部名局等	課 名	分 掌 事 務
議会事務局		1 市議会の連絡に関すること 2 他部局への応援に関すること
教育委員会	教育総務課 中学校 小学校 幼稚園 少年育成センター 一教育研究所	1 幼稚園、小中学校施設等の災害対策及び被害調査に関すること 2 園児、児童、生徒の安全確保対策及び避難に関すること 3 避難場所（市立学校）業務への教職員の動員及び調整に関すること 4 災害時の応急教育に関すること 5 災害時における教材教具の調達、指導に関すること 6 災害時における就学援助に関すること 7 P T A等教育関係団体の協力要請に関すること 8 避難場所（市立学校）の管理・保全業務に関すること
	生涯学習課 郷土館 東原教育集会所 美術館 偕行社 公民館	1 郷土館及び市内の文化財の被害調査及び保全に関すること 2 体育施設及び社会教育施設の災害対策並びに被害調査に関すること 3 社会教育関係団体及び体育関係団体との連絡調整に関すること 4 避難場所（市民体育館）業務の協力に関すること 5 所管施設の被害調査及び保全に関すること 6 避難場所（東原教育集会所・公民館）の管理・保全業務に関すること
	図書館	1 施設の被害調査及び保全に関すること
	市民会館	1 施設の被害調査及び保全に関すること
	学校給食センター	1 施設の被害調査及び保全に関すること 2 避難者等に関する炊き出しに関すること
選挙管理委員会事務局		1 総務部への応援に関すること
監査委員事務局		1 他部局への応援に関すること

2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【風水害の場合】

区分	配備基準	配備内容	本部体制等
事前配備	・善通寺市に大雨注意報、洪水注意報が発表されており、情報収集が必要と判断される時	・情報収集活動を主とし、防災管理課長・総務課長・土木都市計画課長・農林課長・建築住宅課長及び防災担当者が待機	・各課の体制で対応
第1次配備	・善通寺市に気象に関する警報が発表されたとき	・情報収集活動を主とし、各部長と防災管理課、総務課、土木都市計画課、農林課、建築住宅課のうち、あらかじめ指名された職員が待機し災害対策に当たる	・各課の体制で水防本部設置
増強1次配備			・状況により統一した水防本部の体制で対応
第2次配備	・第1次配備後、なお降雨が継続し、又は降雨が継続すると思われる、災害が発生するおそれがあるとき ・土砂災害警戒情報又は特別警報が発表されたとき	・市長の指示により、各部長等が各部等の総括班長に命じ、第2次配備職員を増員して、班編成を行い、災害対策に当たる	・統一した水防本部の体制で対応
第3次配備	・全市的に災害が発生したとき、又は発生すると思われる時	・必要に応じ、各課から全職員を動員し、なお不足するときは指定地方行政機関等の職員の派遣を要請し、災害対策の万全を期す	・災害対策本部の体制で対応

【その他の災害の場合】

区分	配備基準	配備内容	本部体制等
第1次配備	・鉄道、航空機、危険物等事故による災害が発生したとき ・大規模火災、林野火災が発生したとき ・竜巻、落雷事故が発生したとき	・情報収集活動を主とし、防災管理課、災害に関係ある各課のうち、あらかじめ指定された職員が待機し災害対策に当たる	・各課の体制で本部設置
第2次配備	・上記の事故等により、被害拡大のおそれがあるとき	・市長の指示により、各部長等が各部等の総括運用班長に命じ、第2次配備職員を増員して、班編成を行い、災害対策に当たる	・統一した本部の体制で対応
第3次配備	・上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき ・通常組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき	・必要に応じ、各課から全職員を動員し、なお不足するときは指定地方行政機関等の職員の派遣を要請し、災害対策の万全を期す	・災害対策本部の体制で対応

(2) 動員体制の確立

- ① 防災管理課長は、各部長と調整し、災害対策本部等動員配備計画を事前に作成（年度当初を基準）する。
- ② 各部長は、動員配備計画に基づき部内の職員に周知するとともに、各配備体制により編成する各部の職員を指揮する。
- ③ 防災管理課長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、第1次配備連絡先となる各所属長との連絡体制を整備する。
- ④ 各所属長は、災害対策本部設置の災害対策の活動に従事する職員として、各所属においてあらかじめ第1次配備要員を指名し、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 動員の方法

① 勤務時間内における動員

総務部長は、大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき又は災害が発生したときは、庁内放送等により、当該情報の内容及び配備体制を明示する。

関係所属長は、伝達された情報又は報道機関等からの情報に基づき、動員配備計画に示す、あらかじめ指名した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

風水害の場合

ア 防災管理課長は、消防本部からの連絡又は報道機関の報道等により大雨警報等の発表があったことを知ったときは、直ちに総務課長、土木都市計画課長、農林課長、建築住宅課長に電話で連絡するとともに直ちに登庁し、第1次配備体制を敷く。

イ 総務課長、土木都市計画課長、農林課長、建築住宅課長は、防災管理課長からの連絡又は報道機関の報道等により大雨警報等の発表があったことを知ったときは、直ちに登庁し、所属職員のうちあらかじめ指名した第1次配備要員を電話やメール等により招集する。

ウ あらかじめ指名された第1次配備要員は、所属長からの連絡又は報道機関の報道等により大雨警報等の発表があったことを知ったときは、直ちに登庁する。

エ 第2次配備を要するときは、市長の指示により、各班統括責任者（部長）が職員を増員し、班編成を行う。

風水害以外の災害の場合

ア 鉄道災害等の災害が発生したときは、消防本部は直ちに防災管理課長に電話で連絡する。

イ 防災管理課長等は、消防本部からの連絡又は報道機関の報道等により鉄道災害等が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し、必要に応じて電話やメール等により災害関係各課に連絡し、職員を招集する。

③ 第3次配備時における動員

ア 第3次配備の動員は、本部員から各所属長を通じて行うものとし、所属長から指定職員へ連絡し招集する。

イ 動員を行った場合、各運用班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、事務局に報告する。

(4) 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各班の忙暇のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各班に所属する職員を他班に応援させる。また、各運用班長は、他班の職員の応援を必要とする場合には、災害対策本部に応援を要請する。

3 防災関係機関の活動体制

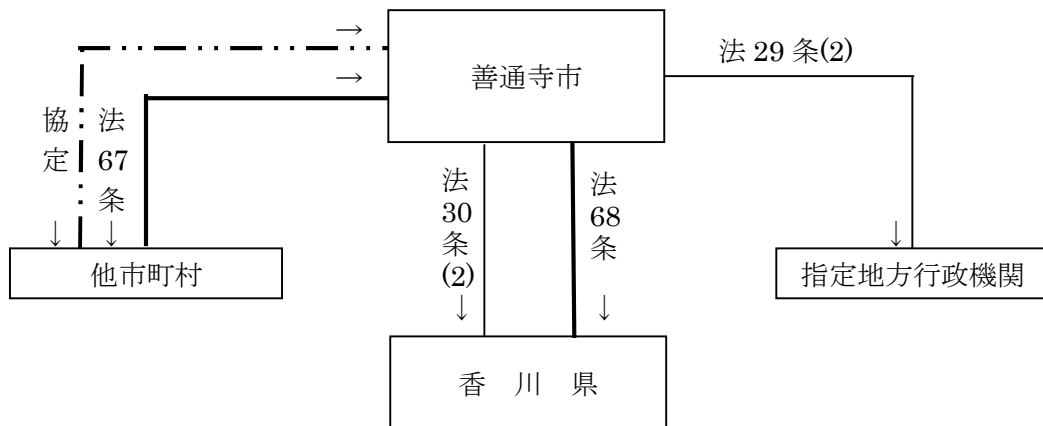
各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定められた設置基準、組織、動員配備計画により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を実施する。

※ 資 料

- | | |
|----------------|---------|
| 1 善通寺市防災会議条例 | (資料1-2) |
| 2 善通寺市防災会議運営要綱 | (資料1-3) |
| 3 善通寺市災害対策本部条例 | (資料1-4) |

第2 広域的応援計画【主な関係課：防災管理課・消防本部】

災害時において、市だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。



(注) — — — 全般的な相互応援協力要請

———— 災害応急対策の応援要求

法：災害対策基本法

———— 職員の派遣要請

法第29条(2) 市から指定地方行政機関への派遣要請

法第30条(2) 県への職員派遣又は派遣のあっせん要求

法第67条 他市町村への応援の要求

法第68条 都道府県知事等に対する応援の要求、災害応急対策の実施要請

1 市の応援要請等

県、他市町等に応援を要請する必要があるときは、本部長は、直ちに本部会議を招集し、協議の上、本部長が決定するが、そのいとまがない場合は、本部長が単独で決定する。

(1) 他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）要請を行う。

(2) 県に対する応援要請等

① 市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

② 市は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

③ 市は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援要請を依頼することができる。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

2 消防機関の応援要請

善通寺市消防本部は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、香川県消防相互応援協定及び香川県防災ヘリコプター応援協定に基づき協定締結市町等に応援要請を行う。

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号。）第44条に基づき行う。

(1) 県に対する応援要請

市は、災害規模及び災害を考慮して、善通寺市消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請を行うものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

(2) 消防庁に対する応援要請

① 県は、市からの応援要請連絡を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対して応援要請を行うものとする。

② 県は、市からの応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。

③ 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び市に対して通知するものとする。

④ 県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び市に対して通知するものとする。

(3) 被害状況等の報告

市は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

ア 被害状況

イ 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域

- ウ 緊急消防援助隊の任務
- エ その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

4 応援受入体制の確保

応援等を要請した市及び消防本部は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

5 他都道府県等への応援

市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援態勢を整備する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

6 緊急災害対策派遣隊（TEC—FORCE）等の要請

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局河川国道事務所等へ緊急災害対策隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （１）被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- （２）被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- （３）被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- （４）前３号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

※ 資 料

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 香川県消防相互応援協定 | (資料 1－6) |
| 2 香川県防災ヘリコプター応援協定 | (資料 1－7) |
| 3 広域航空応援受援マニュアル | (資料 1－11) |
| 4 災害時の相互応援に関する協定書 | (資料 1－12) |

第3 自衛隊災害派遣要請計画【主な関係課：防災管理課】

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき、実施される。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、市は、県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- (2) 市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要請ができない場合には、直接第14旅団に通知する。この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

【香川県への連絡先】

昼	危機管理課	N T T	TEL 087-832-3183	FAX 087-831-8811
		県防災行政無線	TEL 200-5062	FAX 200-5804
夜	守衛室	N T T	TEL 087-831-1111	
		県防災行政無線	TEL 200-7-2435	

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

旅団司令部	N T T	TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切換)
	県防災行政無線	TEL 466-502	FAX 466-581

2 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められた場合

に、市、警察等から災害に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

③ 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明白な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

④ その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、県及び防災関係機関と密接に連携、協力して次に掲げる業務を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

4 派遣部隊の受入

市は、派遣部隊を受け入れる場合、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努める。

(1) 派遣部隊との連絡員を指名する。

(2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。

(3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

(4) 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

5 撤収要請

市は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

6 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

(1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等

(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等

(4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償

(5) 県等が管理する有料道路の通行料

第2節 情報収集伝達・警戒活動計画

第1 気象情報等伝達計画【主な関係課：防災管理課】

気象の予報、特別警報、警報等の情報を一刻も早く市民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達の方法等について定める。

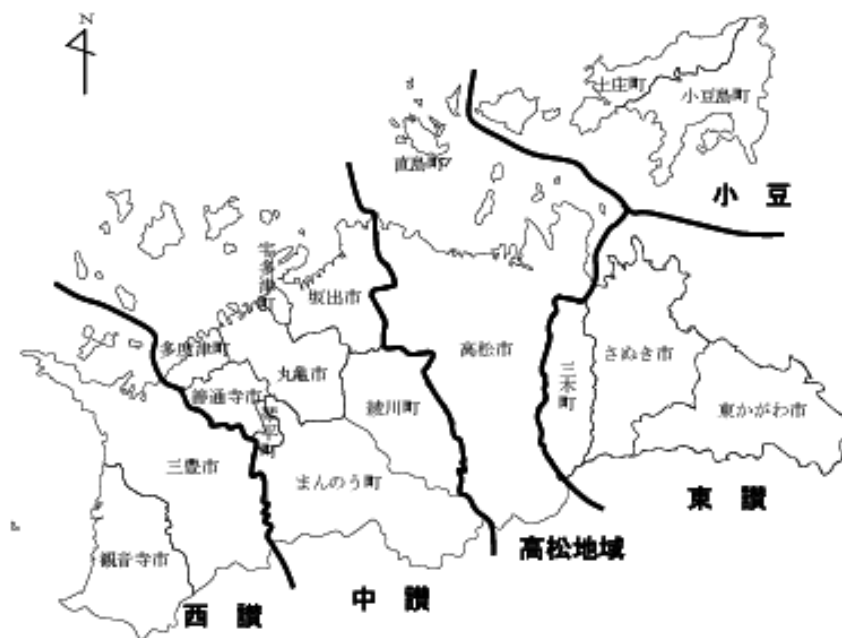
1 気象予警報等

- (1) 高松地方気象台は、台風や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合は「特別警報」を県内の市町ごとに発表する。

高松地方気象台から県域に発表される特別警報・警報・注意報の種類及び基準等は次のとおりである。

また、注意報・警報の発表については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

【注意報及び警報の区域細分図】



① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

種類	発表基準等
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

種類	発表基準等
大雨警報 (善通寺市)	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記され、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 3時間雨量が80mm以上になると予想される場合 ② 土壌雨量指数が124以上になると予想される場合
洪水警報 (善通寺市)	大雨、長雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられ、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 3時間雨量が80mm以上になると予想される場合 ② 金倉川流域の流域雨量指数が11以上になると予想される場合 ③ 平坦地で1時間雨量が25mm以上になると予想され、かつ、金倉川の流域雨量指数が7以上になると予想される場合
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 12時間の降雪量の深さが15cm以上になると予想される場合

種類	発表基準等
暴風警報 (善通寺市)	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合
暴風雪警報 (善通寺市)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、有義波高が2.5m以上になると予想される場合
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合で、基準港の潮位が基準値以上になると予想される場合

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

種類	発表基準等
大雨注意報 (善通寺市)	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 3時間雨量が50mm以上になると予想される場合 ② 土壌雨量指数が94以上になると予想される場合
洪水注意報 (善通寺市)	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 3時間雨量が50mm以上になると予想される場合 ② 金倉川流域の流域雨量指数が9以上になると予想される場合 ③ 平坦地で1時間雨量が15mm以上になると予想され、かつ、金倉川の流域雨量指数が7以上になると予想される場合
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 12時間降雪量の深さが5cm以上になると予想される場合
強風注意報 (善通寺市)	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合
風雪注意報 (善通寺市)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、有義波高が1.5m以上になると予想される場合
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがある場合で基準港の潮位が基準値以上になると予想される場合
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合

雷注意報	落雷により被害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には、火災の危険が大きい次の条件に該当する場合である。 ① 高松地方気象台において最小湿度が35%以下で、実効湿度が60%以下になると予想される場合
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 積雪の深さが20 cm以上あり、降雪の深さが30 cm以上になると予想される場合 ② 積雪の深さが50 cm以上あり、高松地方気象台における最高気温が8℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ① 24時間の降雪の深さが20 cm以上あり、気温が-1℃から2℃になると予想される場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には農作物への被害が起こるおそれのある次の条件に該当する場合である。 ① 晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合で、具体的には低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある次の条件に該当する場合である。 ① 高松地方気象台において最低気温が-4℃以下になると予想される場合

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件の関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除するまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

④ 気象情報

ア 全般気象情報・四国地方気象情報・香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表もしくは伝達する。気象情報には、台風、大雨等対象とする現象に応じて様々な種類がある。重大な災害が差し迫っている場合には、一層の警戒を呼びかけるため、見出しのみの短文で伝える気象情報を発表する。

イ 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報は、県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を対象として、大雨特別警報もしくは大雨警報発表中に記録的な1時間雨量(90 mm以上)が観測された場合若しくは解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した場合に発表する。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において目撃情報のあった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生する可能性が高まっている旨、香川県全域に対して発表する。情報の有効期間は、発表から1時間である。

⑤ 特別警報・警報・注意報・情報等の伝達

高松地方気象台が特別警報・警報・注意報・情報等を発表した場合は、気象警報等の伝達系統図に従い、高松地方気象台は県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市民等に周知させるように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により市、消防本部等へ一斉同報する。

市は気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに既定の手段により市民への周知措置を実施する。

また、市及び県は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

(2) 土砂災害警戒情報

① 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨特別警報及び大雨警報を解説する気象情報のひとつである。気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、高松地方気象台と県が共同で作成発表する。

② 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方気象台は県及び関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市民等に周知させるよう努める。

また、県は、県防災行政無線により市、消防本部へ一斉同報するとともに、市民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

③ 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要がある。

また、市長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断する。

(3) 指定河川洪水予報

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川について、気象庁長官と共同して実施する洪水予報である。

【洪水予報の種類と解説】

洪水注意報とは、洪水予報河川の洪水により、災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

洪水警報とは、洪水予報河川の溢水、氾濫等により、国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報。

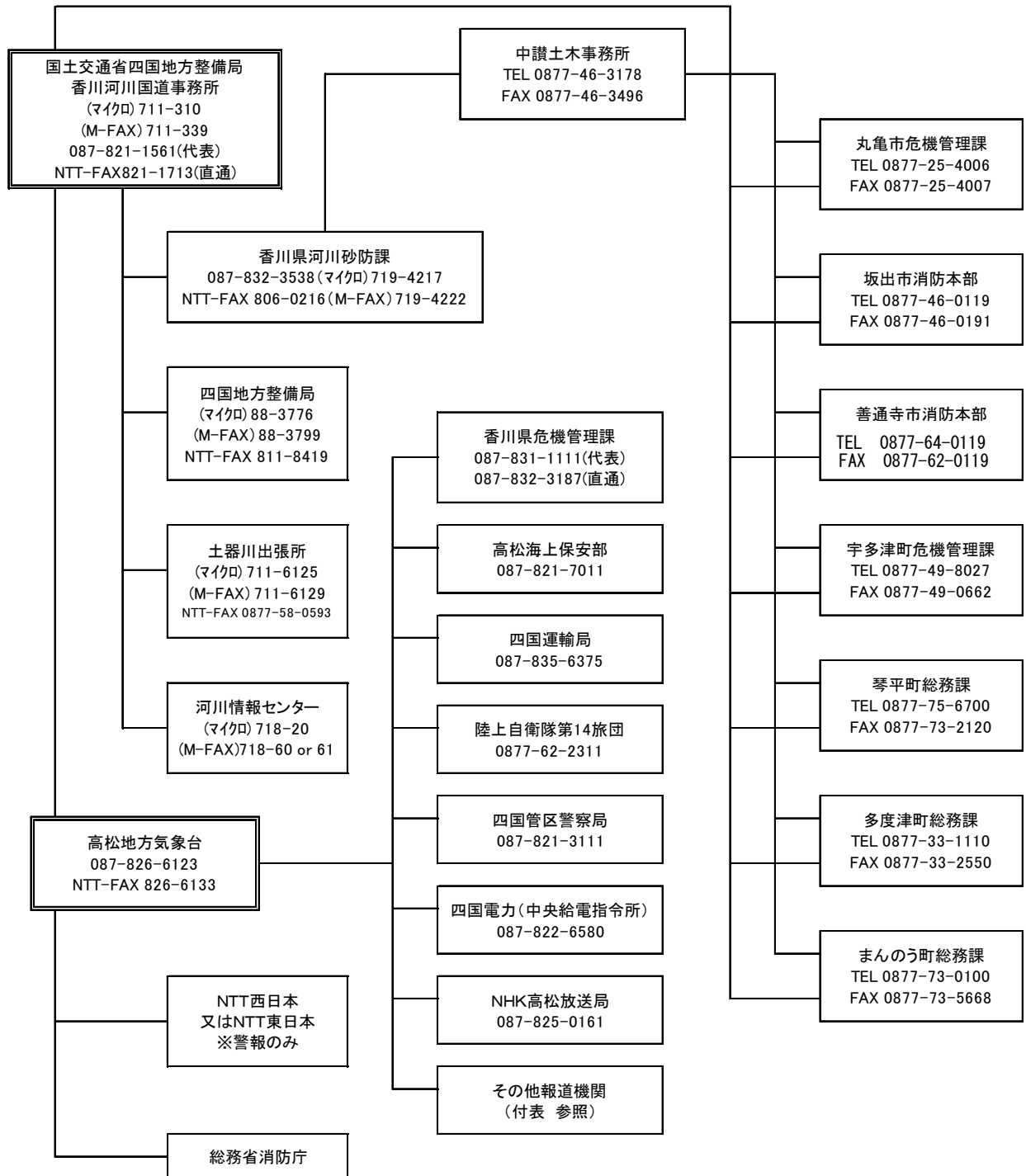
種 類	標 題	解 説
洪水 注意報	<u>氾濫</u> 注意情報	基準地点の水位が <u>氾濫</u> 注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫</u> 注意水位以上でかつ避難判断水位に達したが水位の上昇がみこまれないときに発表される。 <u>氾濫</u> の発生に対する注意を求める段階である。
洪水 警報	<u>氾濫</u> 警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に <u>氾濫</u> 危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき。 <u>避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備情報の発令の参考とする。</u>
	<u>氾濫</u> 危険情報	基準地点の水位が <u>氾濫</u> 危険水位に達したとき、 <u>氾濫</u> 危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ <u>氾濫</u> が発生してもおかしくない状況、 <u>避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告の発令の判断の参考とする。</u>
	<u>氾濫</u> 発生情報	洪水予報区間内で <u>氾濫</u> が発生したとき、 <u>氾濫が継続しているときに発表される。</u> 新たに <u>氾濫</u> が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。

① 土器川洪水予報

高松地方気象台及び四国地方整備局香川河川国道事務所は、土器川の国管理区間において洪水等のおそれがあるときは、土器川洪水予報実施要領に基づき水位や流域の雨量を示して洪水予報（洪水注意報、洪水警報）を発表し、土器川洪水予報の伝達系統図に従い県及び関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市民に周知する。

なお、国及び県は、洪水警報が発表された場合に、市民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

【土器川洪水予報の伝達系統図】



【土器川洪水予報の伝達系統図 付表 洪水予報の伝達先】

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
香川県河川砂防課（水防本部）	E - m a i l 及 び 電 話	香川河川国道事務所
丸 亀 市 危 機 管 理 課	〃	
坂 出 市 消 防 本 部	〃	
善 通 寺 市 消 防 本 部	〃	
宇 多 津 町 危 機 管 理 課	〃	
琴 平 町 総 務 課	〃	
多 度 津 町 総 務 課	〃	
ま ん の う 町 総 務 課	〃	
河 川 情 報 セ ン タ ー	〃	
香 川 県 危 機 管 理 課	気 象 情 報 伝 送 処 理 シ ス テ ム	高松地方気象台
四 国 管 区 警 察 局	防 災 情 報 提 供 シ ス テ ム （ 専 用 線 ）	
高 松 海 上 保 安 部	〃	
四 国 運 輸 局	〃	
陸 上 自 衛 隊 第 1 4 旅 団	〃	
四 国 電 力（中央給電指令所）	〃	
N H K 高 松 放 送 局	〃	
西 日 本 放 送（R N C）	防 災 情 報 提 供 シ ス テ ム （ 専 用 線 以 外 ）	
瀬 戸 内 海 放 送（K S B）	〃	
山 陽 放 送（R S K）	〃	
四 国 新 聞 社	〃	
共 同 通 信 社	〃	
N T T 西 日 本 又 は N T T 東 日 本	気 象 情 報 伝 送 処 理 シ ス テ ム	
総 務 省 消 防 庁	〃	

2 水防警報等

水防法第 16 条の規定により知事が指定した河川についての水防警報の発表は、中讃土木事務所長が、次に示す計画に基づき水位等を示して水防上の警報を発表する。

(1) 知事の行う水防警報河川

河川名	区 域			延長	基準水位 観 測 所
金倉川	幹川	左岸	仲多度郡まんのう町神野 字神野 45 番地 6 地先 (満濃池)	19.14 km	高藪橋
		右岸	仲多度郡まんのう町神野 字神野 172 番地地先	19.18 km	

(2) 水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元

河川名	基準水位 観 測 所	地先名	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位
金倉川	高藪橋	仲多度郡琴平町高藪	河口より 12.1 km	<u>0.65m</u>	<u>1.4m</u>

(3) 水防警報の種類と内容

- ・待機 水防団員の足留めを行うもの
- ・準備 水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に関するもの
- ・出動 水防団員の出動を通知するもの
- ・情報 増水（出水）状況、河川状況等を適宜提供する
- ・解除 水防活動の終了を通知するもの

(4) 水防警報の発表基準

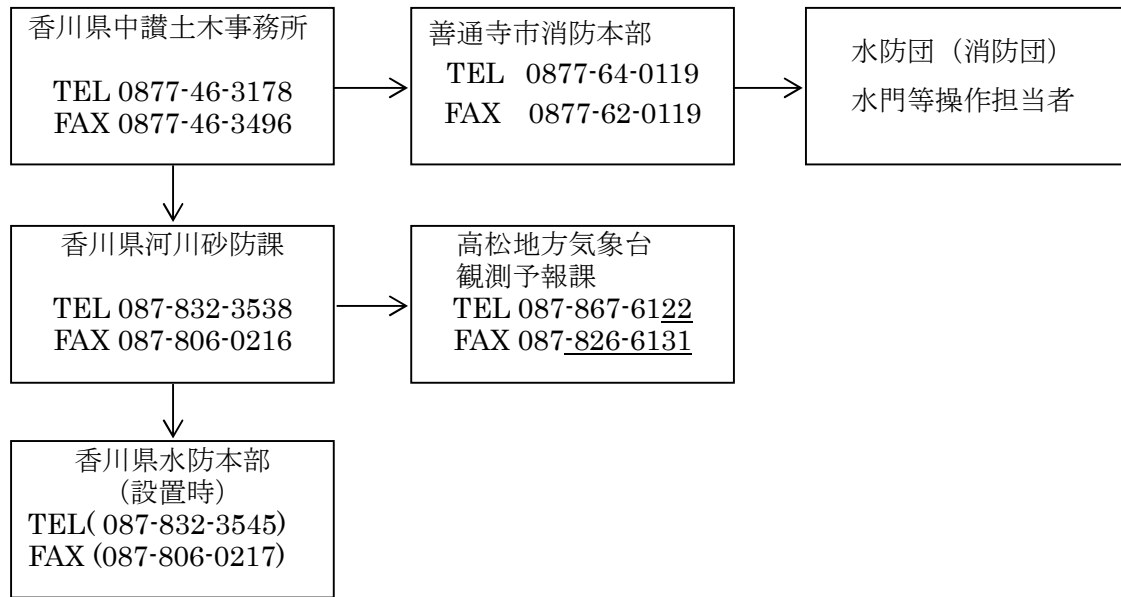
待 機	準 備	出 動	情 報	解 除
水位が氾濫注意水位 以上に達すると思わ れるとき	気象台から大雨又は 洪水に関する注意報 が発表されている場 合で、かつ水位が水防 団待機水位に達し、な お上昇のおそれがる とき	水位が氾濫注意水 位に達し、なお上 昇のおそれがある とき	増水（出水）状況、 河川状況を適宜提供 する	水防作業を必要と しなくなったとき

河川名	基準水位観測所	待 機	準 備 ※	出 動	情 報	解 除
金倉川	高藪橋	氾濫注意水位 以上に達すると思わ れるとき	水位が <u>0.65m</u> に達し、なお 上昇のおそれ があるとき	水位が <u>1.4m</u> に達し、なお 上昇のおそれ があるとき	増水（出水） 状況、河川状 況を適宜提供 する	水防作業を必 要としなくな ったとき

※警報のうち「準備」の発表については、気象台から大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発表されている場合に限る。

(注) 警報のうち「待機」と「準備」については、省略することがある。

(5) 水防警報伝達系統



四国地方整備局河川国道事務所及び県は、洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 水位周知河川（水位情報周知河川）

水防法第13条第2項の規定により知事が指定した河川についての水位情報の通知及び周知は、中讃土木事務所長が、次に示す計画に基づき水位又は流量等を示して水位情報の通知及び周知を行う。

（1）水位周知河川（水位情報周知河川）の実施河川・区域・基準地点

河川名	区 域			延長	基準水位 観 測 所
金倉川	幹川	左岸	仲多度郡まんのう町神野 字神野 45 番地 6 地先 (満濃池)	19.14 km	高藪橋
		右岸	仲多度郡まんのう町神野 字神野 172 番地地先	19.18 km	

（2）水位周知河川（水位情報周知河川）の基準水位観測所の諸元

河川名	基準水位 観 測 所	地先名	位 置	水防団待機 水位	氾濫注意水 位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
金倉川	高藪橋	仲多度郡琴平町高藪	河 口 より 12.1 km	0.65m	1.4m	1.95m	2.1m

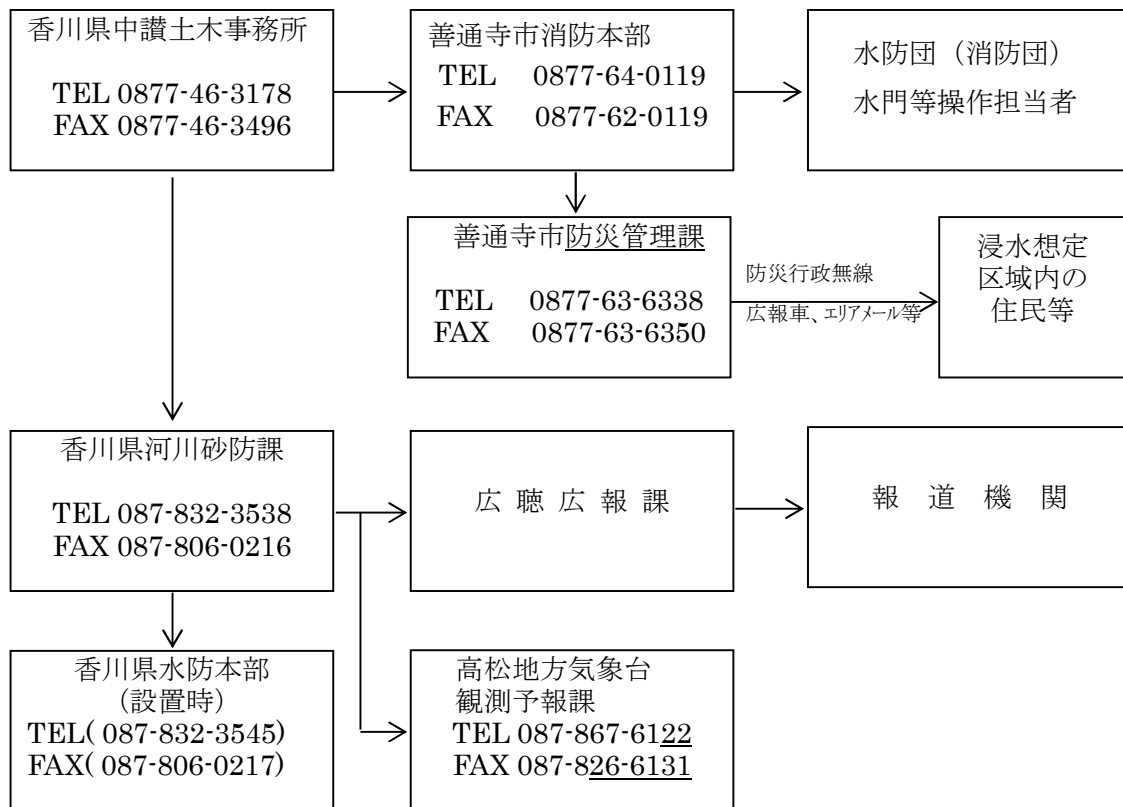
水防団待機水位：水防団が待機する目安となる水位

氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位

避難判断水位：市町村長の避難準備情報発表の目安、氾濫に関する情報への注意喚起となる水位

氾濫危険水位：市町村長の避難勧告等の発令判断となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位

(3) 伝達系統



4 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を知事に通報し、知事は速やかに市長に通報する。

(2) 火災気象通報の基準

次のいずれかの条件に該当する場合に通報する。

- ① 実効湿度 60%以下、最小湿度 35%以下及び最大風速 7m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
- ② 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

(3) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令する。

5 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察に通報しなければならない。通報を受けた警察はその旨を速やかに市に通報する。
- ② この通報を受けた市は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びそ

の他の関係機関に通報するとともに、市民、団体等に周知する。

(2) 通報すべき異常現象

- ① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 竜巻、強いひょうがあつたとき。
- ③ 河川の異常水位等があつたとき。
- ④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

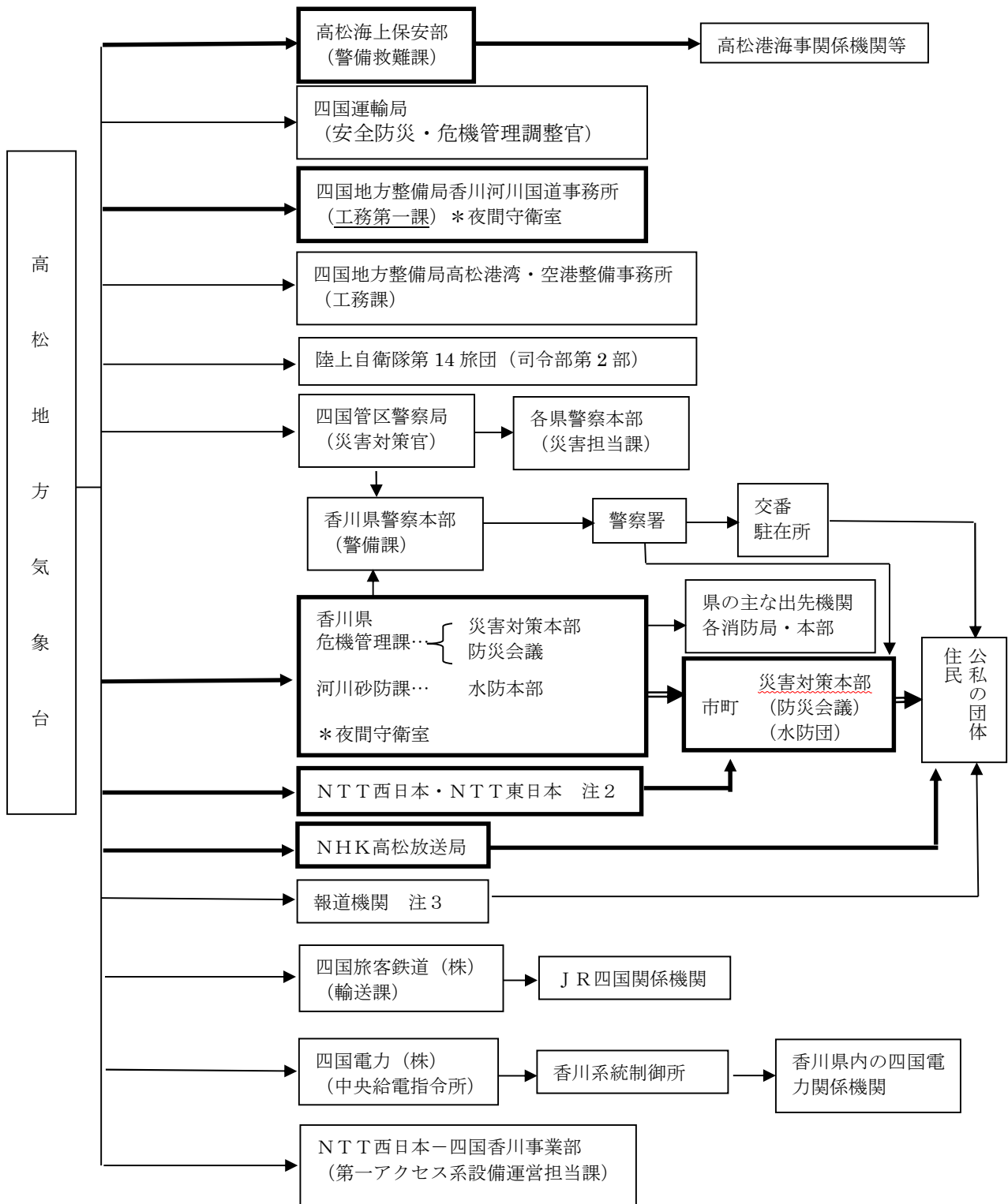
6 住民等への伝達等

県及び市は、様々な環境下にある、住民、要配慮者利用施設の施設管理者及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な伝達手段の活用に努めるものとする。

※ 資 料

- | | | |
|---|--------------------|----------|
| 1 | 雨量観測所 | (資料4-1) |
| 2 | 水位観測所 | (資料4-2) |
| 3 | 防災行政無線による気象情報等伝達系統 | (資料4-4) |
| 4 | 気象庁震度階級関連解説表 | (資料4-5) |
| 5 | 土砂災害警戒情報発表例 | (資料4-6) |
| 6 | 土砂災害の前兆現象 | (資料10-5) |

【気象注意報、警報等の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。波線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
- 2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

第2 災害情報収集伝達計画【主な関係課：防災管理課】

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

1 情報の収集伝達

(1) 被害現場の早期把握のための活動

- ① 市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 市は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、消防本部から 119 番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- ③ 市は、所管する施設、事項等に関して被害情報を把握する。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

- ① 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
 - ・ 県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害状況を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。
 - ・ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
 - ・ 119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ② 被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。
- ③ 道路の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要性があることから、市は、それぞれ所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、県に報告する。また、市及び県は当該孤立地域における備蓄の状況、医療的援助の必要な者等の有無の把握に努める。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、市は、県の実施する応急対策活動状況等の連絡を受ける。

- ② 市は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。
- (4) 被害状況等情報収集の分担
市内の被害状況等の調査に当たっては、各班が実施すべき情報収集の担当表を定め、県、関係団体等の協力を得て実施する。
- (5) 災害記録の作成
市は、被害状況が確定した段階で、各班が調査した被害情報や記録を災害記録として取りまとめておく。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、市は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定基準（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

- (1) 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの
- ① 航空機火災、列車火災などの火災
 - ② 危険物等に係る事故 等
- (2) 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの
死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等
- (3) 武力攻撃災害即報に該当するもの
- (4) 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
- ① 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
 - ② 津波、風水害及び火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等

【消防庁連絡先】

分 回線別	応急対策室 (平日 9:30～18:15)		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線 ※1	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036
地域衛星通信ネットワーク ※2	200-048-500-90-49013	200-048-500-90-49033	200-048-500-90-49101	200-048-500-90-49036

※1：特定の内線電話よりかけられます。

※2：全ての内線電話よりかけられます。

3 被害の認定

市は、罹災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

第3 通信運用計画【主な関係課：防災管理課】

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

1 災害時の通信連絡

市、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

(1) 県防災行政無線の運用

市は、県防災行政無線を用いて防災機関との情報交換に当たる場合、他の通信手段と比較して有意義となる交信を優先するよう努める。

(2) 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTTに申請し、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

(3) 携帯型MCA無線機の利用

市は、災害時において通常の通信ができないとき又は困難なときは、各避難所に配備している携帯型MCA無線機を活用し、通信の確保を図るものとする。

(4) 衛星携帯電話の利用

市は、災害時において通常の通信ができないとき又は困難なときは、市所有の衛星携帯電話を利用し、通信の確保を図るものとする。

(5) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

(6) 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートに定める非常通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

(7) アマチュア無線の活用

市は、被災地、避難所等との連絡手段として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(8) 放送の要請

市は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、市民等へ必要な情報を提供する。

(9) 防災行政無線

市は、防災行政無線（同報系）等を活用した市民等への情報提供を行う。

(10) 県防災情報システムの運用

当該システムの利用により、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化をはかる。

※ 資 料

- | | | |
|---|--------------------|---------|
| 1 | 香川県防災行政無線システム回線構成図 | (資料9-1) |
| 2 | 災害時優先電話 | (資料9-2) |
| 3 | 香川県地方通信ルート | (資料9-3) |

第4 広報活動計画【主な関係課：防災管理課、総務課】

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の市民等の適切な判断と行動を助けるために、市、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

市民及び自主防災組織、事業者は、市、県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

1 被災者等への広報活動

(1) 市の広報活動

① 広報事項

災害の規模、態様に応じて、市民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- ・避難の勧告又は指示、避難準備情報、避難路・避難場所の指示、避難所開設状況等
- ・応急救護所開設状況
- ・給食、給水等実施状況
- ・二次災害の危険性に関する情報
- ・安否情報
- ・道路交通、交通機関に関する事項
- ・電気、ガス、水道等の供給状況
- ・一般的な市民生活に関する情報
- ・民心の安定に関する事項
- ・防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・被災者生活支援に関する情報
- ・その他必要な事項

② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ・報道機関による広報
ラジオ・テレビ、新聞等報道機関に情報及び資料を提供し、協力を要請する。
- ・防災行政無線（同報系）による広報
- ・広報車等による広報

- ・広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・インターネット（市ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・エリアメール（緊急速報メール）による緊急情報配信
- ・自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- ・県防災情報システムによるメール配信
- ・Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信
- ・その他

日本道路交通情報センター等に対して、市民等への情報提供を依頼する。

（２）防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など市民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

市、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災市民の要望事項を把握するとともに、市民等からの各機関問合せに対応するため、総合的な窓口を開設する。

なお、県及び市は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

第3節 救急救助・医療救護計画

第1 救急救助計画【主な関係課：消防本部】

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 市の活動

- (1) 市は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等の関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (2) 市は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材について応援を要請する。

2 県の活動

- (1) 県は、市の被害状況、救急救助活動等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救助活動に関し、防災ヘリコプターを効果的に運用する。
- (2) 県は、市から要請のあったとき又は緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - ① 他の市町に対して、応援の指示を行う。
 - ② 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - ③ 自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

3 警察本部の活動

- (1) 警察は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- (2) 警察本部は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、救出救助活動等にあたらせる。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同指揮所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とともに情報共有を図りつつ、連携して活動する。

5 市民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

6 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

※ 資 料

- | | |
|--------------------|----------|
| 1 緊急消防援助隊部隊応援要請系統図 | (資料1-9) |
| 2 緊急消防援助隊応援要請連絡票 | (資料1-10) |
| 3 広域航空応援受援マニュアル | (資料1-11) |

第2 医療救護計画【主な関係課：保健課】

災害により医療機関が混乱し、市民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関と連携して必要な医療救護活動を行う。

1 現地医療体制

(1) 医療救護班の編成、派遣

- ① 市は、医療救護が必要と認めたときは、市内の医療機関等の協力を得て医療救護班を編成派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- ② 市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 県は、市から応援要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班を派遣するとともに、必要に応じてDMAT指定病院、災害拠点病院、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣を要請するものとする。また、特に必要があることを認めたときは、自衛隊等へ医療救護に係る応援を要請するものとする。
- ④ 応援等の要請を受けた機関は、積極的に協力するものとする。

(2) 応急救護所の設置

- ① 市は、医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
 - ウ 救護病院等への患者搬送の支援
 - エ 助産活動
 - オ 死亡の確認及び遺体の検案
 - カ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
 - キ その他必要な事項

2 後方医療体制

(1) 救護病院の医療救護

- ① 市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の応急処置
 - ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
 - エ 広域救護病院等への患者搬送
 - オ 助産活動

- カ 遺体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- ク その他必要な事項

(2) 広域救護病院の医療救護

- ① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・緊急医療情報システムを活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 広域救護病院は、次の活動を行う。
 - ア トリアージ
 - イ 重症患者の受入及び処置
 - ウ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
 - エ 広域医療救護班の派遣
 - オ 県内医療搬送の支援
 - カ 遺体の検案
 - キ 医療救護活動の記録並びに市災害対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告
 - ク その他必要な事項

3 負傷者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 市又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対し、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、ヘリコプター等による搬送を要請する。

4 医薬品及び救護資機材の確保

- (1) 市は、救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、「災害時の薬剤師医療救護活動に関する協定書」に基づき調達する。
- (2) 医薬品等の不足が生じたときは、市は、県に調達又はあつせんを要請するものとする。

※ 資 料

- 1 大災害時の医療救護体制 (資料6－1)
- 2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図 (資料6－2)

第4節 避難収容計画

第1 避難計画、避難所の開設・運営【主な関係課：防災管理課】

災害時において、市民等を速やかに避難させるため、適切に避難準備情報の提供、避難の指示又は勧告を行うとともに、避難所を開設し管理運営を行う。

1 避難準備情報

- (1) 市は、以下の方針で、避難勧告等を発令する前段階において避難準備情報を発令するものとする。
- ・一般市民に対して避難準備を呼びかける。
 - ・避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者に対しては早めの避難開始を呼びかける。
- (2) 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の事を意識して行動するようにする。
- ・自ら当該災害に関する情報の収集に努める。
 - ・必要と判断したときは自主的に避難する。
 - ・市が避難準備情報を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動する。

2 避難の勧告又は指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるときは、次により避難の勧告又は指示を行う。

県は、市から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言するものである。

なお、避難勧告等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
勧告	市長	災害対策基本法 第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの勧告、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市は県に報告)
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	市長	災害対策基本法 第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市は県に報告)
	知事			市長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官	災害対策基本法 第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (市に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法 第29条	洪水について	洪水の氾濫により著しい危機が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条	地すべりにについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法 第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法 第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいらないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)

3 避難の勧告又は指示及び避難準備情報の内容及び周知

(1) 市は、次の事項を明らかにして、市民等に避難の勧告又は指示及び避難準備情報の周知を行う。

- ① 避難を必要とする理由
- ② 避難の対象となる地域
- ③ 避難先(避難場所、避難所)
- ④ 避難経路
- ⑤ その他必要な事項(避難に際しての注意事項、携行品など)

なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。また、危険の切迫性に応じて避難の勧告又は指示及び避難準備情報の伝達文

の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (2) 市が避難の勧告又は指示及び避難準備情報を行う際は、防災行政無線、広報車、県情報伝達システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信（エリアメール等）、Lアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、市民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。

- (3) 市は、必要に応じて避難に関するテレビ、ラジオによる放送を県に要請する。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行う。
- (4) 災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合は、市に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難の勧告又は指示の情報を配信するものとする。
- (5) 市は、避難の勧告又は指示の発令中は、継続的な周知を図るものとする。
- (6) 市民は、市が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努める。

4 避難誘導

市は、警察、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して市民の避難誘導を実施するものとする。

- (1) できるだけ自治会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び傷病者、外国人等の要配慮者を優先して避難させる。
- (3) 避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。
- (4) 避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

5 避難方法

市民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- (1) 二次災害等で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- (2) 要配慮者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
- (3) 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

6 避難所の開設

- (1) 市は、避難者を一時的に収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、避難所を開設する。また、被災者が動物を伴い避難してくることに備え、屋外等に被災動物を収容するスペースを確保する等し、被災動物救護計画に基づいて対応する。
- (2) 避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。
なお、学校を避難所として使用する場合には、避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。
- (3) さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。
また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告するものとする。
なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

7 避難所の運営

- (1) 市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、避難所を運営する。その際には、あらかじめ、避難所の所有者、管理者及び自主防災組織と連携して作成した、避難所運営の行動基準に基づいて運営する。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- (3) 避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
- (4) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。
- (5) 避難所の運営に当たっては、次の項目に注意する。またこれらについては避難所運営の行動基準に反映する。

- ・照明、換気、食事供与の状況
- ・トイレ等の生活環境
- ・各種情報の伝達
- ・プライバシーの確保
- ・簡易ベッド等の活用状況
- ・入浴施設設置の有無及び利用頻度
- ・洗濯等の頻度
- ・医師や保健師
- ・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- ・暑さ・寒さ対策の必要性
- ・食料の確保、配食等の状況
- ・し尿及びごみの処理の状況など

なお、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。特に、要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図る。

- (6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

- (7) 避難所には、必要に応じて、その運営を行うために市の職員を配置する。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。
- (8) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

8 在宅避難者等への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、

県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を被災市に代わって行い、また、被災市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村や広域一時滞在について助言を行うものとする。

【避難所一覧】

番号	名 称	所 在 地	電 話	面 積 (㎡)	収容 人数 (人)	災害別				
						洪水	土砂	地震	市内ため池	満濃池
1	子ども・家庭支援センター	文京町2-2-2	63-6365	432	108	△	○	○	△	△
2	善通寺市武道館（案）	文京町4-1-2				○	○	○	○	△
★3	西中学校	文京町4-1-1	62-2340	1,050	262	○	○	○	○	△
★4	中央小学校	文京町4-5-1	62-1616	720	180	△	○	○	○	△
	中央分館	文京町4-5-1	62-1616	120	30	○	○	○		
5	中央公民館	善通寺町6-10-25	62-4969	137	34	○	○	○	○	△
★6	東中学校	生野本町2-14-1	62-2360	840	210	△	○	○	△	△
★7	南部小学校	生野町2990-1	62-0702	550	137	○	×	○	○	○
8	南部幼稚園	生野町2880-1	63-0156	126	31	○	×	○	△	△
9	南部公民館	大麻町1306-1	62-5685	140	35	○	○	○	○	△
10	生野分館	生野町1282-2	62-2962	54	13	△	○	○	△	△
11	高橋会館	大麻町138-3	73-5830	72	17	△	△	○	○	×
★12	西部小学校	善通寺町1146	62-0701	550	137	○	×	○	△	○
13	西部公民館	善通寺町1146	63-2391	142	35	○	○	○	△	○
★14	東部小学校	稲木町450-1	62-0703	800	200	△	○	○	○	△
15	東部公民館	稲木町380-3	62-5684	135	33	○	○	○	○	△
★16	与北小学校	与北町1238	62-0704	550	137	○	○	○	△	○
17	与北公民館	与北町1245-2	62-0601	139	34	○	○	○	△	○
18	善通寺隣保館	与北町2870-23	62-3224	241	58	○	○	○	○	×
19	東原教育集会所	与北町2961-1	63-2378	84	21	○	○	○	○	×
★20	竜川小学校	原田町306-1	62-0705	540	135	○	○	○	△	△
21	消防団第6分団屯所	原田町1424-1	-	79	19	○	○	○	○	△
★22	市民体育館	金蔵寺町398-6	62-7400	2,693	673	△	○	○	△	△
★23	筆岡小学校	中村町1575-2	62-0706	550	137	○	○	○	○	△
24	筆岡公民館	弘田町288	62-0603	135	33	○	○	○	○	△
★25	吉原小学校	吉原町2811	62-0707	550	137	○	○	○	△	○
26	吉原公民館	吉原町1569-1	62-0604	130	32	○	○	○	○	○

凡例 ○：開設可能 △：条件付で開設可能（二階を使用など） ×：開設不可 ★：緊急避難場所

緊急避難場所：「緊急避難場所(きんきゅうひなんばしょ)」とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所のこと
で「避難場所」ということもあります。

避難所：「避難所(ひなんじょ)」とは、災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことです。

【福祉避難所】

番号	施設名	所在地	電話	受入予定人員 (人)
1	特別養護老人ホーム 仙遊荘	仙遊町2-3-43	62-7332	10
2	特別養護老人ホーム 明日香	原田町1561-5	63-8080	10
3	特別養護老人ホーム 白百合荘	与北町1680-1	62-2998	10

※避難者の中に、要配慮者がいる場合、市からの要請で開設されます。

※ 資 料

- 1 避難所一覧 (資料 10-1)
- 2 避難勧告等の標準的な意味合い (資料 10-2)
- 3 避難勧告等の発令の参考となる情報（河川等の氾濫） (資料 10-3)
- 4 避難勧告等の発令の参考となる情報（土砂災害） (資料 10-4)
- 5 土砂災害の前兆現象 (資料 10-5)

第2 要配慮者応急対策計画

【主な関係課：社会福祉課、高齢者課、子ども課、市民課、商工観光課】

災害時において、高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、市、県及び防災関係機関は、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

1 高齢者、障がい者、難病患者等対策

- (1) 市は、災害が発生したとき、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 市は、難病患者への対応のため、県との連絡を図る。
- (3) 市は、援護が必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行う。また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 市は、県及び関係団体等の協力を得ながら、居宅、避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 市及び県は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 市及び県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員・点字奉仕員・要約筆記奉仕員等の確保に努める。

2 児童対策

- (1) 市は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び西部子ども相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 市及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 市は、公立保育所に所在する児童の安全を確保するため、避難用の手押し車及び防災ずきんを配備する。また、保護者への引き渡しまでの間必要と思われる飲料水や食料を保管する。
- (4) 県は、被災した児童の心的外傷後ストレス障害等に対応するため、西部子ども相談セ

ンター等においてメンタルヘルスケアを行う。

- (5) 市及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

3 外国人対策

- (1) 市は、必要と認められるときは、外国語のボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導を行う。
- (2) 市及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 市は、避難所等に相談窓口を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 市は、外国語のボランティア等が必要な場合には、県を通じて関係団体等に派遣を要請する。

4 旅行者の対策

市は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

5 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるため、市、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 市及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料、生活必需品等の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

6 配慮すべき事項

市及び県は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- (2) 自主防災組織、民生委員、児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

第5節 交通対策、緊急輸送計画

第1 交通確保計画【主な関係課：土木都市計画課】

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、航空交通についても必要な措置を行う。

1 陸上交通の確保

(1) 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに市民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなど、交通規制を実施する。(※風水害の発生のおそれの場合も交通規制を行う場合はある。)

また、道路管理者等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡を取りながら交通の安全確保に努める。

① 交通規制の基本方針

- ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

② 交通規制のための措置

- ア 警察は効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 警察は緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 警察は緊急通行車両の円滑な交通を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 警察は交通規制に当たっては、道路管理者等、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施を要請する。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、

車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省に報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

- ① 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- ② 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- ③ 国又は県は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的見地から指示を行う。
- ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

- ① 災害対策基本法第76条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、市は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。
- ② 緊急通行車両の事前届出制度により、事前届出済証の交付を受けた車両は、交通規制実施時に確認申請があった場合、他に優先し、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。このため、市は、市有車両については、事前に緊急通行車両としての届出を行い、事前届出済証の交付を受けておく。
- ③ 市有車両等では不足するために、市が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

2 航空交通の確保

- (1) 市は、ヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。
- (2) 市は、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、「香川県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。

- ① 救急活動
- ② 救助活動
- ③ 災害応急対策活動
- ④ 火災防御活動

※ 資 料

- 1 緊急通行車両の標章及び確認証明書 (資料9－5)
- 2 香川県防災ヘリコプター応援協定 (資料1－7)
- 3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等 (資料1－8)

第2 緊急輸送計画【主な関係課：土木都市計画課】

災害時において救急、救助、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

(1) 第1段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第3段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

2 輸送車両の確保

- (1) 市は、自ら所有し、又は直接調達できる車両等を利用し緊急輸送を実施する。
- (2) 市は、車両等が不足する等で緊急輸送に支障が生じる場合、県に応援を要請する。

3 緊急輸送路の確保

- (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。
- (2) 緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、県が警察及び道路管理者と協議して選定する。
- (3) 道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (4) 市民は、災害時にはできるだけ車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

4 緊急輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県はあらかじめ指定する一次（広域）物資拠点を、市は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、市は臨時ヘリポートを確保し、県は場外離発着場の情報管理を行うものとする。

第6節 ライフライン確保計画

第1 公共施設等応急復旧計画【主な関係課：土木都市計画課、農林課、保健課、環境課】

道路、河川などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

2 河川管理施設

- (1) 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) 河川管理施設等が被害を受けたときは、必要に応じて下流域の市町、警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。

3 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、県管理土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や地域住民に周知するとともに、応急工事を行う。

4 治山、林道施設

市及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

5 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

6 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

7 病院、社会福祉施設等公共施設

市及び県は、その所管する施設に関する被害状況等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

8 廃棄物処理施設

- (1) 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行う。
- (2) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設についての調査、指導等は、県が実施する。

第2 ライフライン等応急復旧計画【主な関係課：防災管理課、下水道課】

電気、ガス、電話、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものである。災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、可能な限り地区別の復旧予定を示しながら、迅速に必要な応急措置を行う。

1 電気施設

- (1) 電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行う。
- (3) 報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、今後の復旧見込みなどを周知する。
 - ・垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ・避難するときには、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ・屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態の安全確認を行う。
- (4) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な予防措置を講じる。

2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、市民の避難等の措置を講じる。
- (3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、今後の復旧見込みやガス使用上の注意事項等について、市民、関係機関等へ周知する。

3 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- (2) 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - ① 臨時回線の作成、中間順路の変更等疎通確保の対策を講じる。

- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - ③ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ④ 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- (3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、今後の復旧見込み等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

4 水道施設

- (1) 水道事業者及び工業水道事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する
- ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水等の停止又は減量を行う。
 - ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、仕切弁により閉栓する。
- (2) 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
- ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。
 - ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - ④ 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、市民生活への影響を考慮して、緊急度の高い避難所や医療機関等は優先して行う。
 - ⑤ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (3) (独)水資源機構は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、県等関係機関に状況を連絡するとともに、必要に応じて応急復旧を行う。
- (4) 市及び県は、水道事業者の復旧活動に必要なに応じて協力する。

5 下水道施設

市及び県は、災害が発生したとき、その管理する施設について、早急に被害状況を把握

し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急性の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに市民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの、施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

第3 農林水産関係応急対策計画【主な関係課：農林課】

災害による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して適当な応急対策を行う。

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 市、県及び土地改良区は、ため池等が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときには、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位低下に努める。
- (3) 市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

2 農作物に対する応急措置

- (1) 市及び農業協同組合等農業団体は、県が被害の実態に応じて実施する災害対策に必要な技術指導等に協力する。
- (2) 病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、市は、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。また、農薬を確保するため、県内農業協同組合又は県内農薬卸売業者に協力を依頼するものとする。

3 畜産に対する応急措置

- (1) 市及び畜産関係団体は、県が実施する家畜及び畜舎の被害状況の把握、災害時の家畜管理の指導等に協力する。
- (2) 家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、市は、県が必要に応じて実施する家畜等の消毒、予防注射等防疫対策に協力する。また、家畜伝染病が発生したときは、県が必要に応じて実施する家畜の移動を制限する等の措置に協力する。

4 林産物に対する応急措置

- (1) 市及び森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して実施する被災苗木、森林に対する措置等の技術指導に協力する。
- (2) 市及び森林組合等は、県が森林所有者に対して実施する風倒木の円滑な搬出、森林病害虫の防除等の技術指導に協力する。

※ 資 料

1 ため池重要水防区域

(資料2－2)

第7節 災害対策計画

第1 水防等活動計画

【主な関係課：防災管理課、消防本部、土木都市計画課、農林課】

洪水等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

1 水防活動

- (1) 市は、河川管理者から通知があったとき又は水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより消防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- (2) 市及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。
- (3) 河川管理者、ため池管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてせき、水門等の適切な操作を行う。
その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施するなど、危険を防止するために必要な措置を行う。
- (4) 市は、河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくとき危険であるときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- (5) 市は、堤防その他の施設が決壊した時は、直ちに県及び氾濫する方向の近隣市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、市、県、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (6) 洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

2 土砂災害防止活動

- (1) 市は、土砂災害危険箇所がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 市は、土砂災害が予想されるときは、地域住民、要配慮者利用施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の市民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 市及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性について現地調査を行い、市は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の

応急工事を行う。

3 風倒木対策

市及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

※ 資 料

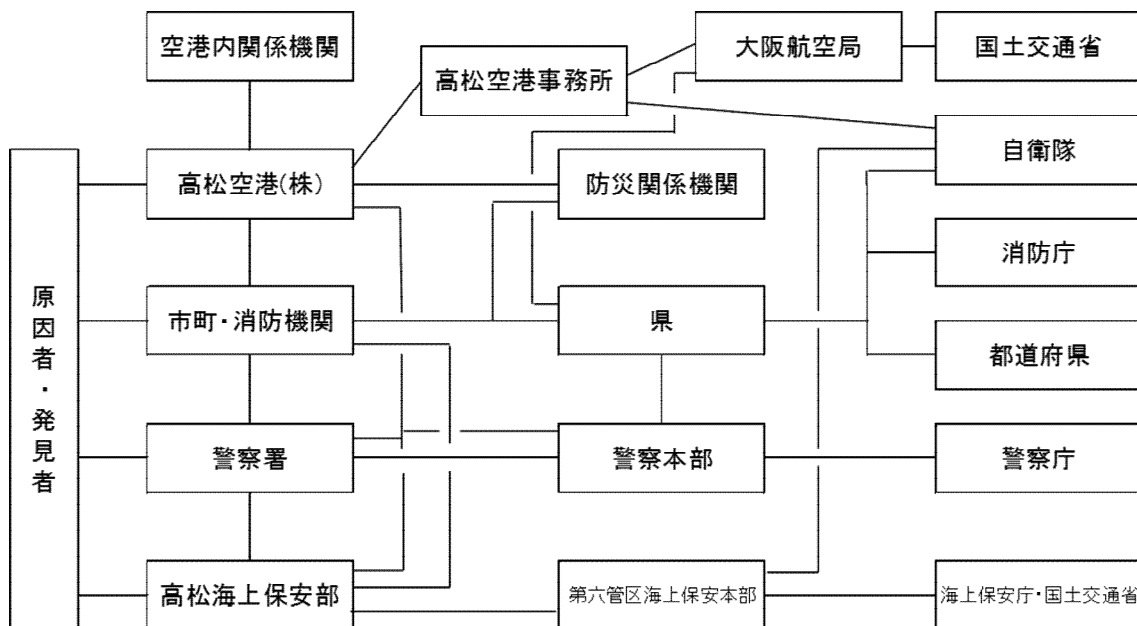
- | | |
|----------------------------|---------|
| 1 河川重要水防区域 | (資料2-1) |
| 2 ため池重要水防区域 | (資料2-2) |
| 3 急傾斜地崩壊危険箇所 | (資料2-3) |
| 4 土石流危険溪流 | (資料2-4) |
| 5 地すべり危険箇所 | (資料2-5) |
| 6 山腹崩壊危険地区 | (資料2-6) |
| 7 崩壊土砂流出危険地区 | (資料2-7) |
| 8 土砂災害警戒区域・特別警戒区域(土石流) | (資料2-8) |
| 9 土砂災害警戒区域・特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) | (資料2-9) |
| 10 市の管理する水防倉庫備蓄資機材基準 | (資料5-4) |

第2 航空災害対策計画【主な関係課：防災管理課、消防本部】

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 情報の収集及び伝達

被害情報の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 市の応急対策

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、市で対応できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 県の応急対策

- (1) 航空機事故が発生したときは、関係機関等に通報するとともに、防災ヘリコプター等

を利用して、情報収集を行う。

- (2) 市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。
- (3) 必要に応じて、防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。
- (4) 市からの要請に応じて、防災ヘリコプターを出動させ救急搬送を行う。

4 警察本部の応急対策

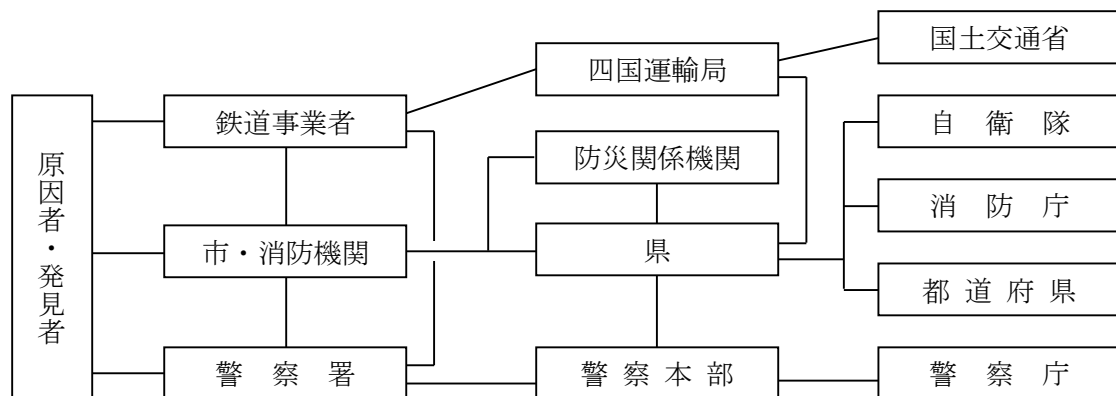
- (1) 墜落現場が不明又は航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたりとともに、警察ヘリコプター等を活用して捜索活動を行う。
- (2) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- (3) 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行う。
- (4) 関係機関と協議し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは遺体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (5) 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

第3 鉄道災害対策計画【主な関係課：防災管理課、消防本部】

列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 情報の収集及び伝達

被害情報の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 鉄道事業者の応急対策

- (1) 大規模な鉄道事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国運輸局、市、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- (3) 事故発生直後における負傷者の救急救助活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関など応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (4) 事故災害が発生したときは、他の路線へ振り替え輸送、バス代替輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 市の応急対策

- (1) 市は、鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救急救助活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、

被災者の収容所等の設置又は手配を行う。

- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

※ 資 料

1 鉄道災害時の連絡表

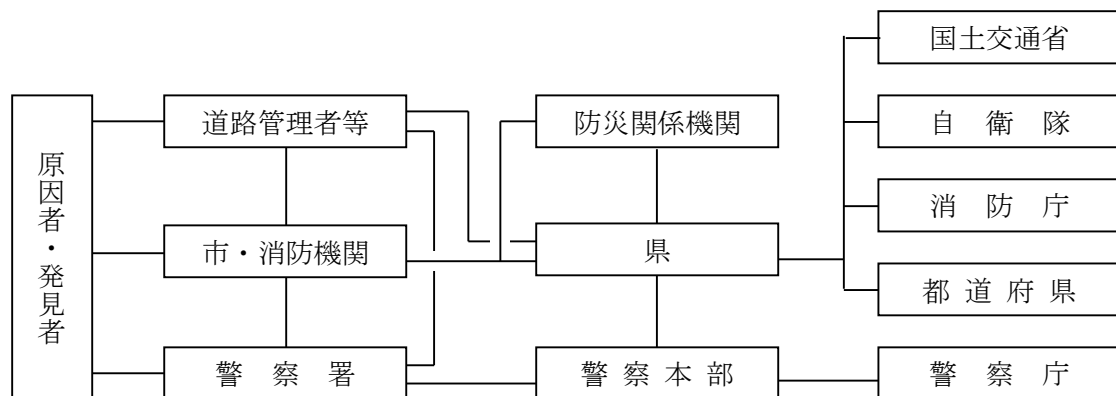
(資料9－4)

第4 道路災害対策計画【主な関係課：土木都市計画課】

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

1 情報の収集及び伝達

被害情報の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 道路管理者等の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国地方整備局、県、市、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、道路管理者は、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近市民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 道路管理者は、市、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 道路管理者は、災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

3 市の応急対策

- (1) 市は、道路事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救急救助活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣

し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。

- (4) 市は、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 市は、危険物が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

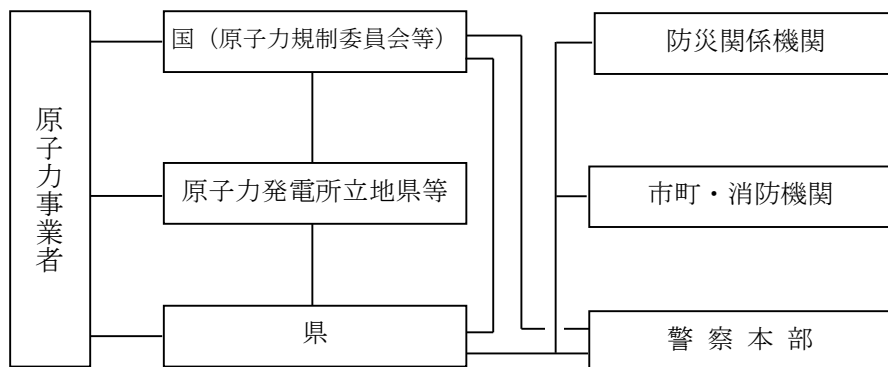
第5 原子力災害対策計画

【主な関係課：防災管理課、消防本部、保健課、社会福祉課、環境課 等】

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市民の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。

1 情報の収集及び伝達

被害情報の収集伝達系統は、次のとおりとする。



2 原子力事業者の応急対策

（1）原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

（2）速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象（原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

（3）継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

3 市の応急対策

（1）広報・相談活動の実施

① 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、市民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

② 相談活動の実施

県と連携し、市民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

(2) 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、必要に応じ、健康相談窓口を設置する。

(3) 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。

なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

(4) 県外からの避難者の受入れと支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じ、国、県等に対して支援を要請する。

4 水道事業者の応急対策

(1) 水道水の安全の確保

① 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

② 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、または超える恐れがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

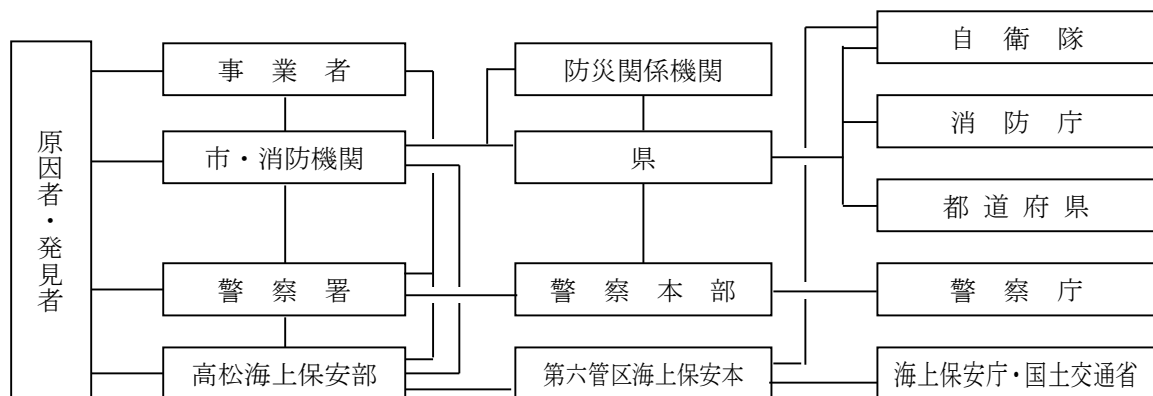
第6 危険物等災害対策計画【主な関係課：消防本部】

危険物、高圧ガス、毒物・劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

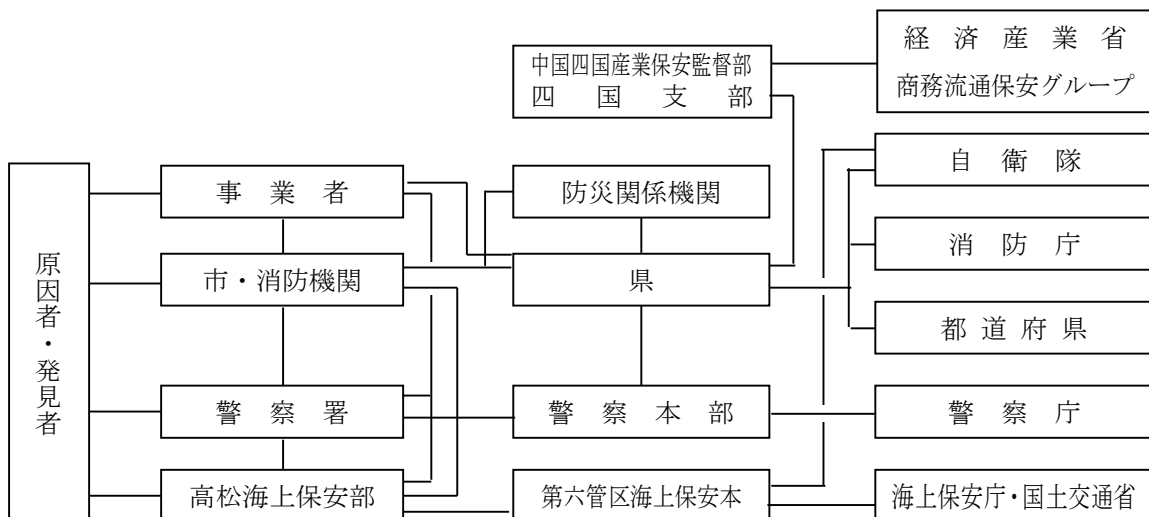
1 情報の収集及び伝達

被害情報の収集伝達系統は、次のとおりとする。

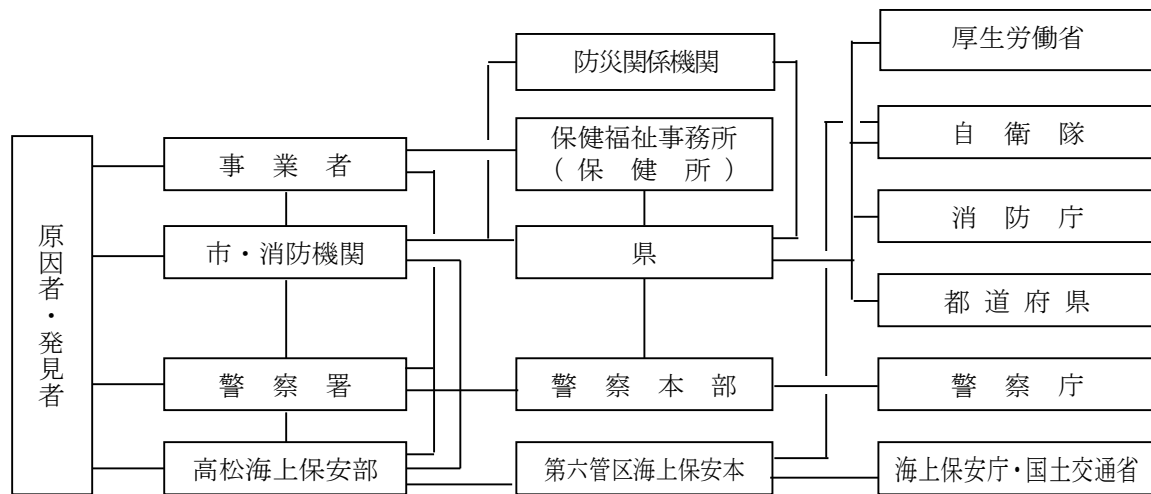
(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、事業者は、直ちに、市、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、事業者は、災害の拡大防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、事業者は、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

3 市の応急対策

- (1) 市は、大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救急救助活動を行う。
- (3) 市は、負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 市は、事故発生地及びその周辺地域の市民等に対する避難誘導及び広報活動を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 市は、危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

※ 資 料

- | | | |
|---|----------|---------|
| 1 | 危険物施設 | (資料3-1) |
| 2 | 高圧ガス関係施設 | (資料3-2) |
| 3 | 火薬類等貯蔵施設 | (資料3-3) |

第7 大規模火災対策計画【主な関係課：消防本部】

大規模な火災が発生し、又は火災の大規模化が予想されるとき、延焼拡大防止及び市民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 市の応急対策

- (1) 市は、大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市のみでは対処できないときは、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 市は、救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 市は、負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 市は、必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の市民等に対する避難誘導及び広報活動を行う。

※ 資 料

- | | |
|---------------------|---------|
| 1 消防本部現勢 | (資料5-1) |
| 2 消防団現勢 | (資料5-2) |
| 3 消防水利の現況 | (資料5-3) |
| 4 市の管理する水防倉庫備蓄資機材基準 | (資料5-4) |

第8 林野火災対策計画【主な関係課：消防本部、農林課】

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び市民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 市の応急対策

- (1) 市は、林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 市は、直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市だけでは対処できないときは、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 市は、火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認めるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡を取り水利の確保を行う。
- (5) 市は、消防活動に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の市民等に対する避難誘導及び広報活動を行う。

※ 資 料

- | | |
|----------------------------|---------|
| 1 消防水利の現況 | (資料5－3) |
| 2 香川県消防相互応援協定 | (資料1－6) |
| 3 香川県防災ヘリコプター応援協定 | (資料1－7) |
| 4 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等 | (資料1－8) |

第8節 被災者の生活支援計画

第1 災害救助法適用計画【主な関係課：防災管理課、社会福祉課】

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

1 適用基準

善通寺市における災害救助法による救助の適用基準は、市の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

なお、市の人口は32,942人、（平成27年度国勢調査）を基準に算定する。

（1）住家の滅失した世帯数が60世帯以上であること。

なお、住家の滅失した世帯は、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。

（2）県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であつて、住家の滅失した世帯の数が30世帯以上であること。

（3）県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であつて、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

（4）災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

（5）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 適用手続

（1）市は、市の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因
- ③ 災害発生時の被害状況
- ④ 既にとった措置
- ⑤ 今後の措置等

（2）市の報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認められたときは、県は直ちに救助を実施する。県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を市において実施するよう通知する。

（3）市は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、

中間報告、決定報告の3種類の報告)を県へ行う。

3 救助の種類等

(1) 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりとする。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 遺体の搜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、『香川県災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度』(平成12年3月31日香川県告示第283号)による。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、市は、災害等の実情に即した救助の実施を、県に要請する。県は、市の要請に基づき、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

※ 資 料

- 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 (資料11-3)

第2 食料供給計画【主な関係課：防災管理課、学校給食センター】

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

1 食料の調達

- (1) 炊出しその他による食料の供与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し又は、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、県に対して調達又はあっせんを要請する。
- (3) 県は、市から要請があったとき、又は、緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。
- (4) 県は一次（広域）物資拠点を、市は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

2 炊出しその他による食料の供給

(1) 対象者

- ① 災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食料品の給与を受ける者
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住宅の被害が、全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
- ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
- ③ 災害応急対策に従事する者

(2) 供給する食品等

- ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
- ③ 乳児に関しては、原則として粉ミルクを供給する。
- ④ 飲料水（ペットボトル等）

(3) 炊出しの実施

- ① 市は、避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。
- ② 市は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。県は、

市から要請があれば、次の措置を行うものとする。

- ア 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
- イ 集団給食施設、給食業者に炊飯委託のあっせんを行う。
- ウ 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
- エ プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
- オ 自衛隊に対して派遣要請を行う。
- カ 避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。

- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

第3 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定を図るため、被災地のニーズに応じて、飲料水及び生活用水の供給を行う。

1 給水の確保等

- (1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い水源（浄水場、配水施設）から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (2) 被災地付近の河川水、井戸水等を浄水器によりろ過し、あるいは化学処理等を行い、飲料水等を確保する。
- (3) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、浄水器により浄化し、かつ消毒する。

2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況を勘案して基準量を定める。

3 給水の実施

- (1) 飲料水の供給は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 水道事業者は、次の給水活動を行う。
 - ① 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。このとき、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
 - ② 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や送水管路途中に設けた調整池当において、給水車等へ水道水を供給する
 - ③ 市民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。
 - ④ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は（公社）日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。
- (3) 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を行う。
 - ① 市の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、水道事業者に飲料水の確保に係る衛生指導や安全給水の指導など必要な指示、指導を行う。
 - ② 水道事業者から給水活動の応援要請があったときは、（公社）日本水道協会香川県支部に応援等の要請を行う。また、必要に応じて、他の県や自衛隊に応急給水を要請する。
- (4) 市は、水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車による応急給水においては、

自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得るよう努める。

- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

第4 生活必需品等供給計画

【主な関係課：防災管理課、社会福祉課、高齢者課、子ども課】

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

1 生活必需品等の調達

- (1) 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し又は、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、県等に対して調達又はあつせんを要請する。
- (2) 県は、市から要請があったとき、又は、緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達又はあつせんに努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (3) 市及び県は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- (4) 県は一次（広域）物資拠点を、市は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

2 生活必需品等の配分

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- (2) 対象者は、次のとおりとする。
 - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
 - ② 災害時の社会的混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (3) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。

① 寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
② 外衣	洋服、作業着、子供服等
③ 肌着	シャツ、パンツ等の下着
④ 身の回り品	タオル、靴下、サンダル等
⑤ 炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
⑥ 食器	茶碗、皿、はし等
⑦ 日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
⑧ 光熱材料	マッチ、プロパンガス等

- (4) 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対して生活必需品等の供給を行う。
- (5) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、市からの要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど、必要な措置を行う。
- (6) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

※ 資 料

- 1 生活必需物資等の調達方法 (資料8－1)
- 2 備蓄物資一覧 (資料8－2)

第5 住宅応急確保計画【主な関係課：建築住宅課】

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や、宅地建物取引業者の媒介により、被災者の入居に際しての利便を図る。

また、住宅に被害を受けた被災者に対しては、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

1 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設は、県が実施する。

(1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集团的に建設可能な場所とし、市と県が協議して、公共用地から優先して選定するものとし、選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。また、市は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

(2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、県が（一社）香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、災害救助法第30条の規定に基づく県からの通知のある場合は、市が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

(3) 建設戸数

建設戸数は、市内の全壊、全焼及び流失世帯数等のうち、必要戸数を県と協議して定める。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

(4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとし、1戸当たりの面積は29.7㎡（9坪）を標準とする。

(5) 応急仮設住宅の管理

入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理については、県からの委託により市が実施する。なお、入居者の選定等に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

2 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対する必要最小限の応急修理を県が実施する。

(1) 対象の選定

市は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、災害救助法第30条の規定に基づく県からの通知のある場合は、市が実施する。

(2) 修理方法

応急修理は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、災害救助法第30条の規定に基づく県からの通知のある場合は、市が実施する。

(3) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(4) 修理戸数

修理戸数は、市内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は市町相互間において修理戸数の融通を行う。

3 障害物の除去

(1) 市は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 市は、資機材、要員の不足、除去の対象が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、障害物の除去に関する応援を県に要請する。

4 公営住宅の特例使用

市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

5 民間賃貸住宅の借上げ

県は、必要がある場合において、積極的に市及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。

6 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

県の協力要請により、(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は市に会員業者の情報を提供する。

市は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第6 文教災害応急対策計画【主な関係課：教育総務課】

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実行を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行う。

1 児童生徒等の安全確保

- (1) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

① 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて教育委員会等に報告する。

② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。夜間、休日等に臨時休校措置を決定した場合は、直ちに保護者と連絡をとり、周知する。

2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告する。
- (2) 報告を受けた教育委員会は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- (3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。
- (4) 避難所に指定されている施設においては、避難所を開設する旨の連絡があった場合には、避難所の開設準備に協力するとともに、学校側の担当職員を定め、避難所運営に協力する。

3 応急教育の実施

- (1) 市は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、児童生徒、教職員等の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交

通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
- ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確認に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒を収容しきれないときは、短縮事業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

4 就学援助等

(1) 学用品の支給

市は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(2) 学校給食の実施

市は、委託業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

第7 文化財対策計画【主な関係課：生涯学習課】

1 文化財の保護

(1) 被災時の応急措置

指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに市教育委員会を通じて県教育委員会に連絡するとともに、県教育委員会、関係機関等との協力により、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。

(2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、市教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が専門の職員を現地に派遣して行う。

(3) 復旧対策

県教育委員会は、市教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

2 埋蔵文化財対策

(1) 市教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

(2) 県及び市教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

※ 資 料

1 市内の文化財

(資料 11－2)

第8 ボランティア受入計画【主な関係課：社会福祉課】

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

1 受入体制の整備

- (1) 市は、大規模な災害が発生し、ボランティアによる救援活動が必要と判断した場合は、直ちに善通寺市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターの設置を行う。災害ボランティアセンターは、善通寺市社会福祉協議会が運営する。
- (2) 市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供に努めるとともに、活動に必要な資材の調達、災害に関する情報提供等の支援活動を行う。
- (3) 市及び善通寺市社会福祉協議会は、香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部が設置する香川県災害ボランティア支援センター並びに県に被災状況を報告するとともに、必要に応じて、災害ボランティアセンターの活動を支援するよう要請する。
- (4) 市は、県と協力して、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、善通寺市社会福祉協議会、日本赤十字社等が行うボランティアの受付、活動調整等について協力する。

2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入体制が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - ①災害ボランティア情報の収集、発信
 - ②ボランティアと県等との連絡、調整
 - ③活動資材の調整
 - ④災害ボランティアセンターへの支援
 - ⑤その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

(2) 災害ボランティアセンターの主な役割

- ①被災地のボランティアニーズの把握
- ②被災地へのボランティアの派遣
- ③災害ボランティア情報の収集、発信
- ④ボランティアと市、関係機関等との連絡、調整
- ⑤災害ボランティアへの対応
- ⑥その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第9節 社会環境の確保計画

第1 防疫及び保健衛生計画

【主な関係課：保健課、社会福祉課、子ども課、環境課、高齢者課】

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

また家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、動物愛護の保持に努める。

1 防疫対策

- (1) 県が感染症等を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めたときは、市は、県の指示に基づき、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- (2) 県が感染症予防上必要と認めたときは、市は、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- (3) 市は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (4) 市は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に避難所は感染症発生リスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (5) 市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

2 保健衛生対策

(1) 健康相談等

- ① 市は、県と連携し、定期的に避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。
- ② 市は、県と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

市は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療

法、各種表現療法、薬物療法）等を行う。

- ① 精神障害又は精神疾患で治療を受けている者
- ② 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- ③ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- ④ ボランティアなど救護活動に従事している者
- ⑤ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

（3）栄養相談等

市は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。栄養相談・指導の内容は次のとおりである。

- ① 要配慮者に対する栄養指導
- ② 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- ③ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- ④ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- ⑤ その他必要な栄養相談・指導

3 食品衛生対策

（1）避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。

- ① 救援食品の衛生的取扱い
- ② 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- ③ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
- ④ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

（2）食中毒が発生したときは、市は、県が編成する調査班の活動に協力する。

4 飼養動物（犬・猫等）の管理

（1）放浪動物の保護収容等

災害後、被災地域等における飼養動物について、関係機関、関係団体と協議し、放浪する飼養動物の保護収容並びに避難所等における飼養動物の適切な飼養対策、動物由来感染症予防措置、危険動物の遁走対策等を実施する。

また、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。

（2）死亡した動物の処理

死亡した動物の処理は、その所有者又は占有者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

※ 資 料

- | | | |
|---|--------------|---------|
| 1 | 栄養相談・指導活動体系図 | (資料7－1) |
| 2 | 精神保健活動体系図 | (資料7－2) |

第2 廃棄物処理計画【主な関係課：環境課、建築住宅課、下水道課、土木都市計画課】

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、市民の生活の確保を図る。

1 処理体制

- (1) 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適切に行う。
- (2) 市は、資機材や処理施設が不足するときや処理の実施が困難なときは、県又は他の市町に対して、資機材等の提供・貸借や応援等を要請する。
- (3) 市民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

2 処理方法

(1) ごみ処理

- ① ごみの収集は、被災地の状況を考慮して、市民の生活に支障がないよう適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- ④ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑤ フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収に関しては、冷媒の漏洩に留意する。
- ⑥ ごみの収集日時、分別方法等について、市民に対し広報を行い、周知徹底を図る。

(2) し尿処理

- ① し尿処理施設等の被害状況を把握し、市民の生活に支障がないよう速やかに仮設トイレ等を設置する。このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておく。
- ② 仮設トイレ等の衛生状態を保つため、消毒剤、散布機器等を確保するとともに、日常の清掃等の管理については、設置場所の管理者や自主防災組織等に要請する。
- ③ し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から速やかに行う。
- ④ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、市民に対し広報を行い、周知徹底を図る。
- ⑤ 収集したし尿は、し尿処理施設又は終末処理場のある下水道に搬入し処理する。

(3) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。

- ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
- ③ 災害廃棄物の適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ④ 石綿等の有害な廃棄物については、廃棄物処理及び清掃に関する法律等に基づき、適正な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 県は、県防災計画を補完し、具体化した形で発生予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画を策定する。
- (2) 市は、仮置き場の配置や処理方法について、具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するよう努める。

4 市民への周知

県及び市は、災害廃棄物に関する情報等について、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

5 損壊家屋の解体

県及び市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

※ 資 料

- 1 廃棄物処理施設、し尿処理施設 (資料7-3)

第3 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

【主な関係課：環境課、消防本部、市民課、保健課】

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに実施する。

1 遺体の搜索

- （1）遺体の搜索については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- （2）市は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- （3）遺体の搜索に当たっては、警察等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

2 遺体の処置

- （1）遺体の処置については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- （2）市は、遺体について、関係団体等が組織する救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- （3）警察本部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、市及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- （4）市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、香川県警察との申し合わせにより指定された施設に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

3 遺体の埋葬又は火葬

- （1）遺体の埋葬については、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が実施する。
- （2）市は、災害による社会的混乱のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- （3）市は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬にし、遺骨を遺族に引き渡す。
- （4）市は、火葬場の被災や火葬する遺体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場のあっせん等について県に要請する。

※ 資 料

1 火葬場

（資料7－4）

第4 社会秩序の維持計画【主な関係課：防災管理課、消防本部】

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

1 警察の活動

警察は、独自に、又は自主防災組織と連携し、被災地域及び避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締りを行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

2 市の活動

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

3 消防団、自主防災組織等の活動

消防団、自主防災組織等は、互いに連携し、被災地域及び避難所等において、次の事項に留意して、パトロールを実施する。

- (1) 居住者のいない被災住宅の防犯
- (2) 被災住宅における出火の防止
- (3) 在宅の高齢者、障がい者等の支援
- (4) 地域の安全確保

第4章 災害復旧計画

一 般 対 策 編
第1章 総 則
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画
第4章 災害復旧計画
震 災 対 策 編
資 料 編

第1節	復旧復興基本計画	175
第2節	公共施設等災害復旧計画	176
第3節	被災者等生活再建支援計画	177
第4節	<u>義援物資</u> 受入配分計画	181

第1節 復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

第1 原状復旧

- (1) 市、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域的応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

第2 計画的復興

- (1) 市は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、県、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- (2) 市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市及び県は、災害に強いまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標としたものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

第1 災害復旧事業の種別

市は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ①河川 ②砂防設備 ③林地荒廃防止施設 ④地すべり防止施設
⑤急傾斜地崩壊防止施設 ⑥道路 ⑦公園 ⑧下水道

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道施設災害復旧事業計画

(5) 公営住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立学校施設災害復旧事業計画

(8) その他の災害復旧事業計画

第2 災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議・許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

第3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにするため、市は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、租税の徴収猶予及び減免、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

第1 生活相談・情報提供

市及び県は、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて、防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。

第2 被災証明・罹災証明書の交付及び被災者台帳等の作成

(1) 早期交付のための体制確立

市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに現地確認及び証明書の交付を行う。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

さらに市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、市及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、市町の体制に不足がある場合に必要な支援を行うものとし、また、当該事務について情報提供、体制の整備、県市職員の育成等の支援に努めること。

(2) 体制確立に向けた平時の取組み等

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第3 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び善通寺市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

- (2) 市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。
- (3) 県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要に応じ、市町に助言及び助成を行う。

第4 生活福祉資金の貸付

民生委員、児童委員及び市社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するために、県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度による災害援護資金等の各種貸付に協力する。

第5 被災者生活再建支援金の支給

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、都道府県からの委託先である（公財）都道府県会館が行う。）

第6 市税等の期限延長、徴収猶予及び減免

市は、被災者の納付すべき市税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を被災の状況に応じて講じる。県税及び国税については、県及び国と連携し、これらの指導、助言に努める。

第7 国民健康保険税等の減免等

市は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

第8 応急金融対策

（1）現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

（2）金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

（3）非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる

範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。

① 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

② 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ・預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ること。
- ・事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じること。

③ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。また、窓口業務ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

④ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じること。

⑤ 営業停止等における対応に関する措置

窓口業務停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

⑥ 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じること。

第9 雇用対策等

(1) 公共職業安定所の措置

① 被災者に対する職業あっせん

- ・臨時職業相談窓口の設置
- ・巡回職業相談の実施
- ・職業訓練受講の指示
- ・職業転換給付金制度の活用等の措置

② 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(2) 香川労働局の措置

① 労働保険料の納付期限の延長等

② 延滞金や追徴金の徴収免除

(3) 県の措置

- ① 被災者に対する就職相談及び職業紹介
- ② 職業訓練の実施

第10 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

(1) 関係機関との連携

市は、県、関係部局、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行う。

(2) 生活関連物資に関する緊急措置

県は、市民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

第11 恒久住宅への円滑な移行に向けた協力に関する協定書

市及び県はできる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅入居者を始め、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する

※ 資 料

- 1 被災者生活再建支援制度の概要 (資料 11－4)

第4節 義援物資等受入配分計画

市は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と協力して、義援金・義援物資等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

第1 義援物資等の受付及び保管

(1) 市

- ① 市に寄託される義援金・義援物資は、受付窓口を開設して受け付ける。
- ② 義援金・義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。
- ③ 義援金は、被災者に配分するまでの間、歳入歳出外現金（災害見舞金）として、市指定金融機関で保管する。
- ④ 市は、義援物資について、所有する施設等を使用し、被災者に配分するまでの間の一時保管を行う。

第2 義援金・義援物資の配分等

(1) 市

- ① 義援金・義援物資については、関係機関等と次の項目について協議のうえ決定し、配分する。
 - ア 配分方法
 - イ 被災者に対する伝達方法
- ② 義援物資については、その種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

第3 義援物資の募集

市は、県、関係機関等の協力を得て、受け入れを希望する義援物資について、その内容及び数量を把握し、公表する。